

# 官報

号外 令和二年五月十五日

## ○第二百一回 参議院会議録第十七号

令和二年五月十五日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十七号

令和二年五月十五日

午前十時開議

第一 株式会社日本政策投資銀行法の一部を改

正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 森林組合法の一部を改正する法律案(内

閣提出)

第三 電気通信事業法及び日本電信電話株式会

社等に関する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

○議長(山東昭子君) これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明

令和二年五月十五日 参議院会議録第十七号

を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(山東昭子君) 御異議ないと認めます。加藤勝信厚生労働大臣。

〔国務大臣加藤勝信君登壇、拍手〕

○国務大臣(加藤勝信君) ただいま議題となりました年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

今後の社会経済の変化を展望すると、人手不足が進行するとともに、健康寿命が延伸し、中長期的には現役世代の人口の急速な減少が見込まれる中で、特に高齢者や女性の就業が進み、より多くの人がこれまでよりも長い期間にわたり多様な形で働くようになることが見込まれます。こうした社会経済の変化を年金制度に反映し、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図る必要があります。

今般、こうした社会経済の変化に対応し、年金制度の機能を強化するため、この法律案を提出いたしました。

以下、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明いたします。

第一に、被用者保険の適用範囲を拡大するた

め、短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件について、段階的に引き下げます。また、五人以上の個人事業所に係る適用業種に、弁護士、税理士等の資格を有する者が行う法律又は会計に係る業務を行う事業を追加します。

第二に、高齢期の就労継続を早期に年金額に反映するため、在職中の高齢厚生年金受給者の年金額を毎年定時に改定することとします。また、特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度について、支給停止が開始される賃金と年金の合計額の基準を引き上げ、支給停止とならない範囲を拡大します。

第三に、現在六十歳から七十歳までとされている年金の受給開始時期の選択肢を六十歳から七十五歳までに拡大します。

第四に、確定拠出年金の加入可能年齢を引き下げるとともに、受給開始時期の選択肢を拡大します。また、確定拠出年金における中小企業向け制度の対象範囲の拡大、企業型確定拠出年金加入者の個人型確定拠出年金加入の要件緩和など、制度面及び手続面の改善を行います。

最後に、この法律案の施行期日は、一部の規定を除き、令和四年四月一日としています。

政府としては、以上を内容とする法律案を提出いたしました。衆議院において次の四つの事項を主な内容とする修正が行われたところであり、

第一に、児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直しに当たっては、児童が二人以上である受給資格者に支給される手当の額が、児童が一人である受給資格者に支給される手当の額を下回ること

のないように政令で定めるものとすること。

第二に、附則第二条第一項及び第二項の検討は、これまでの財政検証において、国民年金の調整期間の見通しが厚生年金保険の調整期間の見通しと比較して長期化していること等を踏まえて行うものとする。

第三に、国民年金の第一号被保険者の育児期間に係る保険料負担に対する配慮の必要性等について検討を行うものとする。

第四に、個人型確定拠出年金の加入の要件等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

以上が、この法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(山東昭子君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。小川克巳さん。

〔小川克巳君登壇、拍手〕

○小川克巳君 自由民主党の小川克巳です。

私は、自民、公明を代表し、ただいま議題となりました年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案について質問いたします。

冒頭、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた皆様に謹んで哀悼の意を表しますとともに、治療中の皆様の日も早い回復を心からお祈り申し上げます。

また、命や暮らしを守るために、感染のリスクに身をさらしながら医療・福祉活動に携わっておられる皆様、社会的基盤を支えておられる皆様、さらに外出自粛要請に応じられる皆様、全ての皆様に心から敬意と感謝を申し上げます。

官 報 (号 外)

では、質問に入らせていただきます。  
全国を対象に期間が延長された特措法に基づく緊急事態宣言は、昨日、三十九の県で今月末の期限を待たずに解除、また、感染者が十分に減っているとは言えない八都道府県では見送りとなりました。

収束に向けた第一歩となりますが、ここまでの努力が無とならぬよう、宣言が解除された県では経済社会活動の段階的再開に伴い感染が再び拡大しないよう新しい生活様式を広げる、それ以外の都道府県ではこれまでの取組を緩めないことが必要です。

しかし、営業や外出の自粛継続により収入は途絶えるがテナント料などの固定費の支払に迫られるなど、事業、雇用、生活への痛みは大きくなっています。これまでも政府はかつてない規模、前例のないやり方で対策を講じてきましたが、収束に至るまで感染抑制と医療体制の維持、そして雇用と生活、事業の継続を全力で守るために総理はどのような姿勢で臨まれるのか、その決意をお伺いします。

あわせて、現下、新型コロナウイルス感染症によつて経済に不透明感が漂う中、年金法改正案を審議するといふのはいかがなものかとの声に対して、安倍総理から説得力のある説明をお願いいたします。

雇用者や事業者が新型コロナウイルスに伴う経済活動の収縮を乗り越え、事業や生活を維持していくためには、手元流動性を高めておかなければなりません。そこで、事業収入に相当の減少が

あつた事業主は、一年間、特例として延滞金なしで年金保険料の納付を猶予、国民年金においても所得が相当程度まで下がった場合、免除を申請することが出来ます。

しかし、いまだ収束の見えない中、年金保険料の猶予や免除についても、地域や業種などそれぞれの状況に目を配り、臨機応変に期間の延長や現場での柔軟な対処などを講じなければならぬと考えます。この点について、厚労大臣の御所見を伺います。

新型コロナウイルスによりもたらされる経済への影響等から、株価が大きく値を下げました。これは過去最大の十七兆円を超える赤字になるとの試算が公表されました。

しかし、運用を行っているGPIF、年金積立金管理運用独立行政法人の投資原則には次のようにあります。

年金財政上必要な利回りを最低限のリスクで確保すること。資産、地域、時間等を分散して投資することを基本とし、短期的には市場価格の変動等はあるものの、長い投資期間を生かして、より安定的に、より効率的に収益を獲得し、あわせて、年金給付に必要な流動性を確保すること。つまり、短期的な市場変動に一喜一憂すべきものではないということです。

そこで、改めて長期的に見れば年金積立金の運用には問題はない、年金給付の安定性が毀損されることはないという説明を厚労大臣にお願いいたします。

高齢者や女性の就業が進んでいく中で、これまでもより多様な働き方が広がっています。

今回の法案では、短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件について、現行の五百人超から段階的に引き下げて、二〇二二年には百人超、最終的には二〇二四年に五十人超としています。これにより短時間労働者の方々については、基礎年金のみから基礎年金プラス厚生年金となることで老後の年金受給額が増えます。就業不能時には傷病手当金として健康保険から所得補償が受けられます。また、社会保険料は労使折半となることで、短時間労働者の方が支払う額は引き下げられます。

一方、中小・小規模事業者にとつては社会保険料の負担が増えることとなります。働き方改革への対応に加え、新型コロナウイルスの感染拡大による深刻なダメージもあります。

そこで、新型コロナウイルスから中小・小規模事業者の事業継続と雇用を守り抜くことと被用者保険の適用拡大をどのように並行して進めていく考えなのか、この点について厚労大臣の御所見を伺います。

在職高齢者年金制度は、厚生年金の受取と月当たりの給与収入が基準額を超えた場合に年金給付を減額する仕組みです。現在の基準額は、六十五歳未満では二十八万円、六十五歳以上は四十七万円となっています。六十五歳未満では、年を重ねても働きたいという意欲を持った人たちが増えていくにもかかわらず、働けば働くほど年金が減るといふ実に悩ましい形となっています。

そこで、今回の法改正では、人生百年時代にふさわしく、六十五歳未満の支給停止の基準額を二十八万円から六十五歳以上と同じ四十七万円にします。この改正で、六十五歳未満の方々が年金支給額のことを理由に就労を止めることは防げると思います。一方、高額所得者に現行以上に年金が支給されるのではないかとこの指摘もあります。このような指摘について、厚労大臣の見解を伺います。

就労期間の長期化に伴って、今回の改正で、現在六十歳から七十歳の間となっている年金の受給開始時期の選択肢を、六十歳から七十五歳の間に拡大します。これにより、一か月受給を繰り下げた場合には一月当たり〇・七%の増額、七十五歳からの受給となれば、八四%増額された年金を受給できるようになります。

平均寿命が延び、働き方や老後の過ごし方が多様となっていることに合わせて年金の受給開始時期を改正することは合理的です。この改正により、受給開始時期を理由に、まだ働きたいけど引退するということは少なくなると考えています。

受給開始時期の選択肢の拡大については相当程度理解が広がっていると考えていますが、残念ながら、一時、受給開始年齢が引上げされるとの誤解がありました。そこで、改めて今回の受給開始時期の選択肢の拡大の趣旨と目的など、制度自体について誤った理解が広まることのないよう努める必要があると考えますが、いかがでしょうか。厚労大臣に伺います。

言うまでもなく、年金制度が成り立つために

は、制度への高い信頼感が不可欠です。しかし、ある大手新聞社の世論調査によれば、公的年金制度は必要だとの回答は全体の九〇％となっているものの、公的年金制度の将来に不安を大いに感じているは六六％、特に、現役世代では七二％となっています。また、仮に公的年金への加入を選択できるとした場合、加入したくないとの割合が若年層ほど上がり、三十代以下では四割となっています。一方、年金制度への仕組みの理解度と将来不安の関係を見ると、年金制度への理解度が低くなればなるほど、年金制度への将来に対する不安が高まるという傾向が示されています。

そこで、年金制度への安心感、信頼感を高めていくために、まずは分かりやすい説明により理解度を上げていく、このことが不可欠だと考えますが、年金制度への信頼感をどのように高めていくおつもりか、この点を総理にお伺いして、私の質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)  
〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕  
○内閣総理大臣(安倍晋三君) 小川克巳議員にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症対策に対する政府の姿勢についてお尋ねがありました。昨日、期間満了を待つことなく、三十九の県で緊急事態宣言を解除することができました。改めて国民の皆様への御協力、医療従事者の皆さんの献身的な御努力に感謝申し上げます。しかしながら、緊急事態宣言が解除されても、有効な治療法やワクチンの開発まで、このウィル

スとの闘いは長期戦を覚悟する必要があります。国民の皆様には、ウィルスが身の回りにいることを前提に、感染のリスクをできる限りコントロールしながら、日々の暮らしを一步一步取り戻していただきたいと思えます。

五月四日に専門家の皆さんが策定された新しい生活様式は、その指針となるものです。また、昨日、専門家の助言の下、八十を超える業態ごとに感染予防のためのガイドラインも策定されました。こうしたものを活用していただきながら、社会経済の本格的回復と感染拡大の抑制を同時に図っていくための新たな日常を、国民の皆様のご協力をいただきながらつくり上げていかなければなりません。

その間も、雇用と暮らしを守り抜いていく、それが政府の責任です。そのため、もう一段の強力な対策が必要と判断し、第二次補正予算を編成することとしました。飲食店などの皆さんの家賃負担の軽減のための新たな支援制度などの対策を早急に具体化し、厳しい状況にある御家庭、事業者の方々を徹底的に下支えしてまいります。

同時に、次なる流行の波をできる限り起こさないように、抗原検査の活用や唾液を使ったPCR検査を含め、スムーズに検査を実施するための体制を整えるとともに、治療薬の開発を進め、また、感染者の増大に十分対応できる医療提供体制を確保し、万全の準備を進めてまいります。本法案の国会審議についてお尋ねがありました。

国会でお決めになることですので、政府としてコメントすることは差し控えたいと思えます。

その上で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、国民の命と健康を守るとともに、国民生活や経済への影響を最小限に食い止めることは国家としての最重要課題であり、引き続き政府として万全を期していく所存です。

また、急速に少子高齢化が進み、人生百年時代を迎えようとする中で、全世代型社会保障への改革も待たなしの状況にあると考えており、政府としては年金制度改革にもしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

年金制度への信頼確保についてお尋ねがありました。年金制度の安心感、信頼感を高めていくために分かりやすい説明が重要であることは御指摘のとおりであります。

今般の法案は、人生百年時代の働き方の変化に年金制度がより柔軟に対応できるものとするため、パートの皆さんへの厚生年金の適用を、中小企業への生産性向上支援を行いながら従業員五十人を超える企業まで段階的に拡大し、自分で選択可能となっている年金受給開始時期の選択肢を七十五歳まで広げ、受給額についても八四％までの割増しを受けることを可能とし、在職老齢年金について、働くインセンティブを失わせることのないような見直しなどを通じ、支え手を増やしながらいよいよ令和の時代にふさわしい年金制度を構築するものです。

て、年金受給者のみならず現役世代に対しても、広報媒体の多様化も踏まえつつ、分かりやすく正確な広報に取り組みたいと思えます。残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔国務大臣加藤勝信君登壇、拍手〕  
○国務大臣(加藤勝信君) 冒頭、先ほどの趣旨説明の中で、確定拠出年金の加入可能年齢について、引き上げるとすべきところを引き下げると述べました。正しくは引き上げるでございます。訂正をさせていただきます。

小川克巳議員より五問の質問をいただきました。年金保険料の猶予や免除についてお尋ねがありました。厚生年金保険料などについては、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により収入に相当の減少があった事業者に対して、財政措置の対応と同様に無担保かつ延滞金なしで一年間納付を猶予する特例措置を講じております。

また、国民年金保険料については、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が急減するなどし、当年中の見込み所得が保険年金保険料の免除基準相当に該当する方については、簡易な手続によって保険料の免除等を可能にする特例措置を講じております。今般の新型コロナウイルス感染症拡大への対応に当たっては、これらの仕組みをしっかりと活用していただくことが重要と考えております。このため、この仕組みの周知をしっかりと行うことも

に、関係機関と十分連携しながら、現場での迅速かつ柔軟な対応が図られるよう取り組んでまいります。

年金積立金の運用についてお尋ねがありました。

年金積立金の運用は長期的な観点から行うこととされており、株式市場を含む市場の一時的な変動に過度にとらわれるべきものではありません。

自主運用開始以降の平成十三年度から令和元年度第三・四半期までの収益額の累積は約七十五・二兆円となっており、このうち、半分程度の約三十六・五兆円は株価下落時等でも着実に収益として確保される利子や配当収入等のインカムゲインであり、それ以外の約三十八・七兆円は評価損益等のキャピタルゲインであり、これは時価の変動により上下する性質のものであります。

このため、市場の動向などによる一時的な評価損が生じたとしても直ちに年金財政上の問題は生じず、年金給付額に影響するものではありません。

新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた被用者保険の適用拡大の進め方についてお尋ねがありました。

本来、被用者である者には被用者保険を適用することが原則であります。適用拡大は負担面での企業への影響が大きいため、これを進めるに当たっては、中小企業の経営への配慮も欠かせません。

こうした要請がある中で、事業所団体、労働者団体などを含む関係者の意見や専門家の意見を丁寧に聞きつつ議論を重ねた結果、今回の改正で

は、二〇二四年十月に五十人超規模の企業まで適用という結論が得られたところであります。

また、今回の新型コロナウイルスの影響による困難な状況に対しては、実質無利子、無担保、最大五年元本返済据置き融資による資金繰り支援、雇用調整助成金による雇用維持、中堅・中小企業等には最大二百万円、個人事業者には最大百万円の持続化給付金、税、社会保険料の無担保、延滞金なしでの猶予といった取組を通じ、中小企業がこの難局を越えられるよう、政府として総力を挙げて支援をしてまいります。

その上で、中小企業がその先の適用拡大の円滑な施行に向けて対応いただけるよう、生産性向上支援や周知、専門家活用支援を通じて後押しをしてまいります。

六十歳代前半を対象とする在職老齢年金制度、いわゆる低在老の見直しについてお尋ねがありました。

今回の低在老の見直しは、就労に与える影響が一定程度確認されているという観点、六十歳代前半の就労、特に、二〇三〇年度までに支給開始年齢の引上げが続く女性の就労を支援するという観点、低在老を六十五歳以上を対象とする高在老と同じ基準とすることは制度を分かりやすくするという利点もあるという観点から、現行の二十八万円という基準を高在老と同じ四十七万円に合わせるものであります。

また、この四十七万円の基準は、現役男子被保険者のボーナスを含む平均月収を基準として設定をされており、今回の低在老の見直しによる給付

増は、高所得者優遇にはならないものと考えています。

今般の低在老の見直しにより、年金制度が就労に対してより中立的となることによつて、年金が調整されることを気にせず就労していただけるようになるものと考えております。

受給開始時期の選択肢の拡大についてお尋ねがありました。

今回の受給開始時期の選択肢を七十五歳まで拡大する見直しは、今後、より多く多様な形で人が就労することが見込まれる中、そうした社会経済の変化を年金制度に反映し、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るために行うものです。

現在の年金制度は、将来世代の負担を過重にしないよう、保険料の上限を固定し、その範囲内で給付水準を調整するマクロ経済スライドを既に導入しており、六十五歳の支給開始年齢を堅持した上で年金財政の長期的なバランスが取れる仕組みとなっております。また、現在六十五歳からとなつている年金の支給開始年齢について引上げを行わないことは、昨年十二月の全世代型社会保障検討会議の中間報告でも示されているとおりであります。

公的年金は、個々人が自分がどこまで長生きするか予測できない中で、繰下げ受給を選択した場合には、それにより増額した額を終身受給できるという安心感がある保険としてのメリットを持つ仕組みでもあります。国民の皆さんにこうした特徴をしっかりと御理解をいただき、それぞれの就労環境やライフプランに合わせた形で年金受給タ

イミングを選択していただくことが重要であり、今回の見直しの内容も含めて積極的な周知に取り組んでまいります。(拍手)

○議長(山東昭子君) 芳賀道也さん。

(芳賀道也君登壇、拍手)

○芳賀道也君 立憲・国民、新緑風会・社民の芳賀道也です。

会派を代表して、議題となりました国民年金法等の一部改正案について質問をいたします。

まず冒頭、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになった方々に心よりお悔やみを申し上げますとともに、現在治療中の皆様の一日も早い御回復をお祈りいたします。

また、新型コロナウイルス感染症の検査や診断、治療に当たっていらつしやる全ての医療関係者の皆様に感謝を申し上げます。あわせて、介護、教育、保育、物流、販売など、様々な社会を支える現場で新型コロナウイルスの感染のリスクを負いながら国民のために働いていただいているエッセンシャルワーカー、社会を支える全ての皆さんに心から感謝を申し上げます。

昨日、政府は、緊急事態宣言について、特定警戒都道府県の茨城、石川、岐阜、愛知、福岡を含めた三十九県を解除しました。しかし、緊急事態宣言の解除で人の移動などが活発になり、感染が再び拡大するおそれも指摘されています。

安倍総理は、再び感染が拡大し蔓延するおそれが出てくる場合に再指定する基準、宣言を解除する地域での取組の基準など、新しい基本的対処方

針についても述べられました。この基準の工ビデンスも含め、これで第三波、第四波が発生する可能性を止められるのでしょうか。総理の御見解を伺います。

そして、この先どうなっていくだろう、国民が大きな不安を抱いている中で、なぜ今、年金の受取を七十五歳まで延ばすことを可能にする法案の審議を行わなければならないのでしょうか。コロナ禍の今、民主主義国家としての在り方の根幹を揺るがす検察庁法改正案の審議を急ぐ必要があるのでしょうか。

この国民の感覚とのずれが、ふだんは政治に関心のない国民の不信感にもつながり、その結果、ネットでも爆発的にその声が広がって、反対表明、当初四百万件が更に増え、一説には一千万件を超えたとも言われています。この多くの反対の声を総理はどう受け止めているのでしょうか。お答えください。

また、安倍政権はこれまで新型コロナウイルス感染症対策で迷走に次ぐ迷走、国民生活は窮地に追い込まれています。その対策の遅さを報じた海外のメディアは、ナメクジのようなスピードだと表現するほどです。総理には、コロナで仕事を失った一人親家庭、特に、シングルマザーの子供に今日食べさせるものがないという声が聞こえないのでしょうか。お店や商売をされている方の方のあしたからやっつけいけないという悲鳴が届かないのでしょうか。

我々の会派は、維新や共産党とも協力して、こうした商売が続けられないという声に応え、先

月、テナントの家賃を全額、政策金融公庫が肩代わりをし支援する法案を提出しました。さらに、野党は、アルバイトもなくなって学業が続けられない困窮する学生を支援する法案、一人親家庭など児童扶養手当を受給する世帯を支援する特別給付金支給法案を提出しています。さらに、市民の声を聞く多くの良識のある与党議員の皆さんの中からも、こんな支援では全く足りない、今やるべきは可能な限り早い追加支援だという声が上がっています。

命の危機があるとき、与党も野党もなく、考え方の違いを乗り越えて、みんなで命を守るために協力していくべきです。総理、そうした姿が見えたとき、不安と感染の恐怖に耐えている国民に政治が安心と信頼を与えることができるのではないのでしょうか。

ところが、安倍政権は今、非常事態であることを見無視するかのごとく、国会で検察庁法改正案の審議を強行し、全く急ぐことのないこの年金法案の審議を進めています。また、小規模農家や子供の食の安全を心配するお母さんたちなど多くの国民が反対の声を上げている種痘法改正案も、今国会で審議し、成立させようとしています。

特に、検察庁法改正案は、国家公務員法等の一部改正案と称して十本の法案を束ねて提出された中に潜り込ませてありました。黒川東京高検検事長の定年延長のこり押しを後付けで正当化する法案で、検察の正義をねじ曲げる法案です。政権の意のままになる検察づくりを進め、検察官の独立性、中立性を揺るがし、三権分立と法の支配を揺るがすものです。

誰が考えても、今はコロナウイルス感染症対策とそれによる経済対策に全力を挙げなければならぬときです。総理、こうした待たなしの命と暮らしを守ることに真つ先に取り組まなければならないのではないのでしょうか。総理・総裁として、不要不急の法案は後に回せと指示すべきではないのでしょうか。いかがでしょうか。

また、衆議院本会議でも指摘がありました。私も、今回の検察庁法改正の動機として総理が自らの疑惑を検察に追及されたくないという気持ちがあるのではないかと改めて問います。さらに、疑惑を持たれないためにも、内閣が認めた者だけが定年を延長できる検察官定年延長特例を削除するように求めます。

あわせて、今、コロナの混乱の言わばどさくさに紛れて国論を二分する法案を急ぐ必要はありません。検察庁法改正案の採決を強行しないように指示すると、総理・総裁として確約をお願いします。昨日の参議院厚生労働委員会の審議において、妊婦の皆さんに支給する布マスク四十七万枚のうち、実に一割に当たる四万七千枚余りにカビ、汚れ、黄ばみがあり、あるいは髪の毛が混じっていることが取り上げられました。このような不衛生なマスクは妊婦さんには使わせられません。全量回収すべきです。このような不良品の検品に八億円掛かるとの答弁がありました。この費用はどこが支出するのでしょうか。まさか業者のミスで追加費用が掛かったものを国費で賄うということとはあってはならないと思いますが、いかがでしょうか。

また、いまだに届かないアベノマスクも含め布マスクの配布は、マスクの供給の改善が見られる中、直ちにやめて、その予算はそのほかのコロナ予算に向けるべきではないのでしょうか。加藤厚労大臣にも伺います。

次に、年金法案の質問に入ります。まず、衆議院にて野党案も取り入れての法案の修正がなされました。特に、児童扶養手当と障害年金の併給調整について、障害基礎年金を受給している方にお子さんがいて児童扶養手当が支給される場合、子供さんが二人あるいはそれ以上いらつしやる御家庭で、子供が一人の場合の児童扶養手当の受給金額を下回らないようにするという条文が加わりました。少子化を国難と位置付けた安倍総理に、衆議院における修正に対する評価についても伺います。

さて、昨年四月から、国民年金に加入する第一号被保険者は、出産予定日又は出産日が属する月の前月から四か月間、年金保険料が免除されるようになりました。それ以外の時期、子供を養育するために仕事を離れている期間については、国民年金の優遇措置はありません。厚生年金の場合、子供が三歳に達するまでですが、育児休業を始めた月から終了した日の前月まで、年金保険料免除の制度があります。野党の修正案のように、子育て世代の応援のため、国民年金でも、例えば一歳に満たない子を養育する間は年金保険料を免除するようにすべきではないのでしょうか。官房長官時代から少子化対策に取り組む安倍総理に御見解を伺います。

参議院選挙があつた昨年七月、日本テレビにて七党首討論番組がありました。

ここで安倍総理は、物価上昇分を除いた実質で見てもですね、基礎年金においては、マクロ調整が終わった段階でも六万三千元はこれ確保できま

す。ここで安倍総理は、物価上昇分を除いた実質で見てもですね、基礎年金においては、マクロ調整が終わった段階でも六万三千元はこれ確保できま

す。厚生労働省によれば、昨年二〇一九年の年金の新規裁定で、モデル世帯が初めてもらう年金の金額は、前年と比べてプラス〇・一%、二〇二〇年にはこれが前年比プラス〇・二%です。この年金改定に関して、安倍総理に伺います。

これまでの国民の皆様の多大なる御協力により、欧米のような爆発的な感染拡大という事態に至ることなく、昨日、三十九の県で緊急事態宣言を解除することができました。

総理が昨年、参院選前におつしやつたマクロ経済スライド終了時点で実質基礎年金六万三千元を必ず確保できる根拠をお示しください。うまくいけば六万三千元を確保できる可能性があるが、そうでなければ確保できないという話であれば、安倍総理の発言内容と違います。安倍総理は、何の前提もなく基礎年金六万三千元を確保できると断言され、国民に約束されました。安倍総理の発言を取り消し、有権者に過度な期待を与えたことを謝罪すべきではないでしょうか。総理の説明と謝罪を求めます。

昨年七月、参議院選挙戦スタートの七月四日に放送された日本テレビ「news zero」にて安倍総理は、今年は今年金実額一%上がりましたと述べていますが、この放送があつた二〇一九年には、年金のモデル世帯の新規裁定額は、名目で〇・一%上がった、が正しいのではないのでしょうか。

現状でも既に日本年金機構は、税務署から、従業員を雇って給与を支払っている事業所の情報をもらい、これを受けて年金の加入指導をしています。今回の法改正により保険料納付の義務がある事業所が増えれば、納税義務がある事業所と年金保険料納付義務のある事業所とが更に重なります。米国の内国歳入庁のように税金徴収と公的年金保険料徴収を行う役所として、日本でも国税庁と日本年金機構を統合すべきだと考えますが、安倍総理の見解を伺います。

このため、このような事態となることをできる限り防止するため、国民の皆様には、新しい生活様式や、八十を超える業態ごとの感染予防のためのガイドラインを活用していただきながら、経済社会の本格的回復と感染拡大の抑制を同時に図っていくための新たな日常をつくり上げていくことの必要性についてお伝えいたしました。

特に、基礎年金のみ受け取られる単身の御年配の皆さんは、マクロ経済スライドによるカットの影響で経済的に苦しい状況が続きます。年金生活者支援給付金について、野党が修正案を通じて求めたように、被保険者としての加入期間に関係なく毎月六千元、年間七万二千元が支給されるように検討すべきですが、安倍総理の見解を伺いま

す。昨年七月、参議院選挙戦スタートの七月四日に放送された日本テレビ「news zero」にて安倍総理は、今年は今年金実額一%上がりましたと述べていますが、この放送があつた二〇一九年には、年金のモデル世帯の新規裁定額は、名目で〇・一%上がった、が正しいのではないのでしょうか。

安心して暮らしていける国にすることが政治の務めだと指摘し、あわせて、検察庁法改正案、年金法案よりも命と暮らしを守るコロナ対策を優先すべきだと申し上げて、私の質問を終わります。

政府としても、次なる流行の波をできる限り起こさないように、抗原検査の活用や唾液を使ったPCR検査を含め、スムーズに検査を実施するための体制を整えるとともに、感染者の増大に十分対応できる医療提供体制を確保し、万全の準備を進めてまいります。

また、繰下げ受給で満額受給したときに、受給額は最大八四%アップする一方で、住民税や健康保険、介護保険料の保険料も増えます。市町村ごとに違う税額、保険料となりますので、市町村ご

とにそれぞれのモデル世帯の税、保険料負担を数字を出して明確にしておくべきではないでしょうか。加藤大臣と高市総務大臣の御見解を伺います。

（拍手）  
〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕  
○内閣総理大臣(安倍晋三君) 芳賀議員にお答えをいたします。

今後の感染防止対策についてお尋ねがありました。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、感染症を収束させるとともに、国民の雇用と

とに違う税額、保険料となりますので、市町村ごとにそれぞれのモデル世帯の税、保険料負担を数字を出して明確にしておくべきではないでしょうか。加藤大臣と高市総務大臣の御見解を伺います。

（拍手）  
〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕  
○内閣総理大臣(安倍晋三君) 芳賀議員にお答えをいたします。

今後の感染防止対策についてお尋ねがありました。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、感染症を収束させるとともに、国民の雇用と

とにそれぞれのモデル世帯の税、保険料負担を数字を出して明確にしておくべきではないでしょうか。加藤大臣と高市総務大臣の御見解を伺います。

暮らしを守るための経済対策が最優先であることは当然であり、第一次補正予算に加え、昨日の政府対策本部において第二次補正予算の編成を指示したところです。

一方で、国会に提案した法案をできる限り成立させるとともに、選挙で国民に約束した政策を実現していくことは、政権の重要な責務であると認識しております。

その上で、今般の年金制度改革法案は、全世代型社会保障の実現のため、人生百年時代の到来を見据えながら、見据えながら働き方の変化を中心に据えて改革を進めるものであり、まさに待ったなしの改正であると考えております。

また、今般の国家公務員法等の改正法案の趣旨、目的は、高齢期の職員の豊富な知識、経験等を最大限に活用する点などにあるところ、検察庁法の改正部分の趣旨、目的もこれと同じであります。

インターネット上の様々な御意見に対して政府としてコメントすることは差し控えますが、今般の法改正においては、検察官の役職定年制の特例等の判断を、他の国家公務員と同様、その任命権者である内閣府又は法務大臣が行うこととし、また、特例等が認められる要件については事前に明確化することとしております。このため、内閣の恣意的な人事が行われることはなく、自らの疑惑追及を逃れることが改正の動機の一つといった御指摘も全く当たりません。

なお、御指摘の法案の審議スケジュール等については国会でお決めいただくことであり、政府と

してコメントすることは差し控えていただきます。

衆議院における修正案についてお尋ねがございました。

御指摘の児童扶養手当と障害年金の併給調整に関する衆議院での修正については、政府としても、一人親の障害年金受給者の子育て負担に配慮し、適切な受給額を定めてまいります。

また、御指摘の国民年金第一号被保険者が一歳に満たない子供を養育する期間の保険料を免除するという御提案については、衆議院において育児期間における保険料負担に対する配慮の必要性等について検討を行う旨の規定を追加する修正がなされたものと承知しており、政府としては、それに沿ってしっかりと検討を進めてまいりたいと考えております。

基礎年金の給付水準及び年金生活者支援給付金についてお尋ねがありました。

御指摘の昨年の党首討論における私の発言は、二〇一四年財政検証における代表的なケースを根拠に、マクロ経済スライド調整終了後の二〇四三年の基礎年金額は実質価格で六万三千円であり、二〇一四年の六万四千円と比較しておおむね横ばいと見込んでいるという説明をしたものであります。

また、年金生活者支援給付金は、平成二十四年の社会保障と税の一体改革における三党合意において、定額給付金は保険料納付のインセンティブを損なうため社会保障方式になじまないとの観点から、月額五千円を基準としつつ保険料納付済期

間に比例した給付として、当時の民主党政権が法案化した経緯があり、こうした経緯は重いものと考えています。さらに、どのような給付を行う場合も、それを支える安定財源がなければ持続可能な制度とならないものと考えます。

令和元年度の年金額の改定についてお尋ねがありました。

令和元年度の年金額は、物価上昇等の結果、マクロ経済スライドの調整を行った上で〇・一％のプラス改定でした。御指摘の言い間違いについては、同番組内でプラス〇・一％であると訂正しております。

いわゆる歳入庁の設置についてお尋ねがありました。

いわゆる歳入庁につきましては、政府の検討チームで平成二十五年八月に取りまとめた論点整理において、現在、非公務員が行っている年金業務を公務員に行わせることになり、行政改革の取組に逆行すること、年金保険行政において、適宜や徴収と記録管理を含む給付業務との接続が必要であり、関係部局の切り離しによる影響があることなど、歳入庁に関する様々な問題点が指摘されており、その上で、組織を統合して歳入庁を創設すれば年金保険料の納付率向上等の課題が解決するものではないと整理されたことと承知しています。

政府としては、この論点整理も踏まえ、行政改革の取組の一環として、厚生年金の適用対策や保険料徴収について、国税庁が保有する情報を厚生労働省に提供するという関係当局間の情報連携強化などの取組を着実に進めています。

また、今般提出した法案では、日本年金機構の立入検査権限の整備を盛り込み、国税庁から提供を受けた情報をより効果的に活用することとしています。今後とも、更にこうした取組を強化していくことが重要であると考えています。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣加藤勝信君登壇、拍手)  
○国務大臣(加藤勝信君) 芳賀道也議員より二問の御質問をいただきました。

布マスクの配布についてお尋ねがありました。

妊婦向けマスクについてお尋ねがありました。

また、洗濯することで繰り返し利用できる布製マスクは、使い捨てマスクの店頭における価格が依然として高く、品薄状況がまだ必ずしも解消されていないことに対する国民の皆さんの不安や、解消や、増加しているマスク需要の抑制といった観点から、引き続き有効であると考えております。

令和二年五月十五日 参議院会議録第十七号

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

厚生労働省としては、配布するマスクの品質が確保され、国民の皆さんに安心してマスクを使っているだけで、適切に配布を進めてまいります。

線下げ受給と税、社会保険料の負担の変化についてのお尋ねがありました。

高齢期の税、社会保険料負担は、年金受給額のみならず、その他の所得の有無や額、居住する市町村、世帯の構成など個々人の生活状況に係る様々な要因で変動するものであります。

また、線下げ制度は、高齢者が年金受給のタイミングを御自身の就労状況などに合わせて自ら選んでいただくための制度であり、様々なケースがあることから、特定のケースを設定すること自体が制度の趣旨に鑑みれば困難であることは御理解いただきたいと思います。

その上で、個々人が自らの受給開始時期などのできるだけ十分な情報に基づき選択できるよう、しっかりと御理解いただくことは重要であります。このため、日本年金機構においては、年金を請求される方に向けた線下げ制度の周知のお知らせの中で、線下げを行うことで税や社会保険料に影響を及ぼし得る旨を説明しております。

国民の皆さんにとってより分かりやすい情報提供をどのように行っていくのか、今後も検討を深めていきたいと考えております。(拍手)

(国務大臣高市早苗君登壇、拍手)  
○国務大臣(高市早苗君) 芳賀道也議員からは、年金受給者に係る個人住民税についてお尋ねがございました。

今、厚生労働大臣から答弁がありましたとおり、厚生労働省において年金の線下げ制度について周知するに当たりましては、総務省としまして、必要に応じて個人住民税に関する情報提供を行ってまいります。(拍手)

○議長(山東昭子君) 梅村聡さん。

(梅村聡君登壇、拍手)

○梅村聡君 日本維新の会の梅村聡です。

ただいま議題となりました年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案について、我が党を代表して質問いたします。

初めに、今般の新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りするとともに、療養中の皆様の一日も早い御回復をお祈り申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症への政府の対応についてお伺いします。

五月の四日、安倍総理は、新型コロナウイルス感染症治療薬の有力候補とされるアビガンについて、五月中の薬事承認を目指したい旨を表明されました。当初の報道では、開発企業がスタートさせた第三相臨床試験、企業治験で新型コロナウイルス感染症患者の対象を絞り込み、観察期間二十八日間、目標症例九十六例でアビガンの有効性、安全性を評価するというものでした。この場合、二〇二〇年六月末に第三相臨床試験が終了し、その後に関係企業からの承認申請が行われることが予想されました。

その予定が一月以上も大幅に前倒しされること

となるわけですが、その場合は、この企業治験を早期に終了させることを想定されているのでしょうか。あるいは、これまでの日本国内では行われてこなかったような別の方法での薬事承認の道を選ぶのでしょうか。五月中の薬事承認を目指すという目標を総理はどのように達成されるのかをお教えください。

政府の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議は、会議終了後に記者会見と議事録公開をされていると認識しています。

一方で、大阪府新型コロナウイルス感染症対策本部会議あるいは大阪府新型コロナウイルス対策本部専門家会議等は、原則マスコミフルオープンで開催し、一部メディアはこの様子をインターネットなどを通じて生中継する場もあります。もちろん、個人情報や開示できない情報を含む話合いの場合には、一旦マスコミの皆さんには退席いただくという配慮も行っています。こういった議論の生の声を大阪府民の皆さんに見ていただく、あるいはマスコミ各社に報道してもらおうと、政策決定プロセスを明快にすることができ、結果として、今、大阪府民の間に一体感が生まれているとも言えます。

可能な範囲で政府の対策本部会議等の議論をマスコミフルオープンで公開し、戦略の明確化、判断の見える化を実現することが国民の皆さんの広範な協力を得るためにも極めて重要だと考えますが、総理の御所見をお伺いします。

次に、今回の改正法案について質問いたします。

今回の改正案では、短時間労働者について、年金等の保障を厚くする観点から、被用者保険の適用拡大を進めていくこととなっております。

具体的には、現行の五百人超規模の企業から、二〇二二年十月には百人超規模の企業まで、二〇二四年十月には五十人超の規模の企業まで適用範囲を拡大することとなります。この適用拡大により年間の事業主負担の増加は、百人超規模の企業までの拡大で約千三百十億円、五十人超規模の企業までの適用拡大で約千五百九十億円となります。労働者側にも負担増はありますが、その分、長期化する高齢期の経済基盤の充実につながります。

一方、事業主側から見れば大きな負担増になります。大変厳しい経済情勢の中で、負担増によりどのようなメリットを事業主側にもたらすことができるのか、厚生労働大臣の答弁を求めます。

週労働時間三十時間未満の短時間労働者の比率に注目すると、全産業平均が一七・五%であるのに対し、飲食サービス業での短時間労働者比率は四三・六%と断トツに高くなっています。また、厚生労働省の調査でも、適用拡大に伴う負担増加割合は、人数ベースでも、標準報酬額ベースでも、飲食店が最も大きくなっています。今回の新型コロナウイルス感染症流行の影響が大変大きいこととなります。このことについてどう対応されるのか、厚生労働大臣の答弁を求めます。

また、今回の改正案では在職高齢年金の見直しが行われることとなっております。具体的には、六

十歳から六十四歳の在職老齢年金制度について、支給停止が開始される賃金と年金の合計金額の基準を現行の二十八万円から四十七万円に引き上げることとされています。

二〇一九年厚生労働省年金局の年金制度に関する総合調査によりますと、第二号被保険者のうち、六十歳から六十四歳の約六割が年金額が減らないように、収入が一定の額に収まるよう就業時間を調整しながら働くと回答しています。よって、今回の見直しで六十歳から六十四歳の世代の就業を減らそうという意向は働きにくくなり、この年代の労働力確保にもつながると期待されます。

しかし、そもその議論として、人生百年時代と言われる令和の時代においては、この在職老齢年金制度の必要性自体を検討すべきです。政府が二〇一九年六月に閣議決定をした骨太方針二〇一九には、「在職老齢年金制度について、公平性に留意した上で、就労意欲を阻害しない観点から、将来的な制度の廃止も展望しつつ、社会保障審議会での議論を経て、速やかに制度の見直しを行う。」と書かれています。ここに書かれている最終ゴールは在職老齢年金制度の廃止だと読み取れますが、なぜ今回は廃止ではなく微修正に終わっているのでしょうか。社会保障審議会での議論の内容も含めて、総理の答弁を求めます。

在職老齢年金制度の縮小又は廃止は、高額所得者優遇につながるという議論もあります。しかし、所得格差を是正するのは、本来、累進課税等の税制を通じて調整を行うのが筋だと考えます。

自営業者が高額所得者であっても年金は減額されないことも考え合わせると、所得格差の是正を被用者保険の制度内での給付調整によって行うことには無理があると考えますが、総理の見解をお伺いします。

安倍内閣が、年金制度を始めとする社会保障制度の様々な課題解決の必要性を認識しておられることは理解できます。しかし、本改正案自体は、時代に合った抜本的な改革案には程遠いと言わざるを得ません。

我が党は、年金の積立方式への移行、歳入庁を創設し、年金保険料の徴収と税金と同じ徴収方式で行うこと、マイナンバーのフル活用など、多くの改革案を提案してきました。本改正案のような制度の延命のパッチワークではなく、社会保障制度全体を設計し直すべきと考えているのです。

日本維新の会は、新型コロナウイルス感染症対策に全力を挙げるとともに、年金を始めとした社会保障制度を再構築し、日本が抱える本質的な問題の解決に精いっぱい取り組むことをお誓いし、私からの質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕  
○内閣総理大臣(安倍晋三君) 梅村聡議員にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の治療薬に関する薬事承認の見直しについてお尋ねがありました。国民の皆様を不安を一日でも早く解消できるように、治療薬の研究開発については、世界中の企業、研究者の英知を結集して開発を進めています。

我が国で開発されたアビガンについては、観察研究では既に三千例近い投与が行われ、臨床研究や治験も着実に進んでいます。薬事承認の審査に当たっては、従来のように治験の成績の提出は必須とせず、観察研究や臨床研究等の成果も活用すること、有効性が確認されれば五月中の承認を目指したいと考えています。その際、催奇形性が確認されていることも踏まえ、安全性についてはしっかりと審査するほか、適正使用を徹底させたいと考えています。

新型コロナウイルス感染症対策本部等の会議の公開についてお尋ねがありました。

新型コロナウイルス感染症対策本部の会議は、新型コロナウイルス感染症に関する政策の決定又は了解を行う場であり、議論の過程において機微な事項等についても言及を行う可能性があるため、会議全体を公開する形とはしていません。

他方で、対策本部長である私が決定事項を確認するとともに、関係に指示を出し、国民や関係団体等に対して呼びかけや要請を行う部分についてはメディアに公開しています。その発言内容と動向については官邸のホームページでも公開しているほか、対策本部での配付資料や基本的対処方針等の対策本部での決定内容についても、対策本部の開催後速やかにホームページで公表しており、議事概要についても作成次第公表しているところであります。

加えて、対策本部での政策決定等に当たり重要な役割を果たしている専門家会議や基本的対処方

針等諮問委員会の資料についても、内閣官房において、対策本部と同様、速やかに公表しているところであります。

今後、私自身の会見など様々な機会を捉えて新型コロナウイルス感染症についての政府の方針等を国民の皆様へ丁寧にお伝えし、御理解を得ていきたいと考えております。

在職老齢年金制度の見直しについてお尋ねがありました。

我が国において急速に少子高齢化が進み、人生百年時代を迎えようとする中で、年金制度改革においても働き方の変化を中心に据えて改革を進めることが必要であると考えています。在職老齢年金の制度についても、今後、更に高齢期の就労が進んでいくことが見込まれることを踏まえると、変化する高齢者の雇用環境に合わせて制度の在り方を見直しを行うことが必要な状況にあります。

こうした中で、今回の改正では、六十歳から六十四歳を対象とする在職老齢年金制度について、就労に与える影響が一定程度確認されたこと、六十五歳以上を対象とする在職老齢年金制度と同じ基準とすることが制度を分かりやすくするという利点があることなどから、六十歳から六十四歳を対象とする部分について支給停止の基準額を二十八万円から四十七万円に引き上げ、高齢者の就業意欲に応える改正を行うこととしたものであります。

他方、六十五歳以上を対象とする部分についても、高齢者の雇用環境の変化を展望した上で、その在り方を幅広く議論してきましたが、就労に

与える影響が確認されなかったこと等から、今回の見直しの対象には含めず、引き続き検討することとされたものです。

また、高齢期の就労と年金の調整については、年金制度だけで考えるのではなく、税制での対応や各種社会保障制度における保険料負担等での対応と併せて今後とも検討していくべき課題と整理されたところであり、高齢期の就労と年金の調整についてはこの間受けた様々な指摘を踏まえて引き続き検討していくこととしています。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣加藤勝信君登壇、拍手)

○国務大臣(加藤勝信君) 梅村参議員より二問の御質問をいただきました。

まず、被用者保険の適用拡大のメリットについてのお尋ねがありました。

被用者保険の適用拡大により、働く方々にとつて、将来、基礎年金に加えて報酬比例部分の年金を受給できるようになるなど保障が手厚くなること、また、扶養認定の収入基準などを気にすることなく、本人の希望に応じて能力を発揮する働き方を選択していただけるようになることといった効果が期待されます。こうしたことは、事業者側にとつても、必要となる人材の確保や、また定着につながるというメリットがあるものと考えております。

被用者保険の適用に関し、新型コロナウイルス感染症により影響を受ける企業への対応についてお尋ねがありました。

本来、被用者である者には被用者保険を適用することが原則ではありますが、適用拡大は負担面での企業への影響が大きいことから、これを進めるに当たっては中小企業の経営への配慮も欠かせません。こうした要請がある中で、事業者団体、労働者団体などを含む関係者の意見や専門家の意見を丁寧聞きつつ議論を重ねた結果、今回の改正では、二〇二四年に十月に五十人超規模の企業まで適用という結論が得られました。

今回の新型コロナウイルスの影響による困難な状況への対応として、飲食店を始めとする生活衛生関係事業者に対しては、実質無利子、無担保、最大五年元本返済据置き融資による資金繰り支援を実施するなど、資金繰り支援に万全を期しております。これに加えて、雇用調整助成金による雇用維持、中堅・中小企業などには最大二百万円、個人事業者には最大百万円の持続化給付金、税、社会保険料の無担保、延滞金なしでの猶予といった施策も総動員し、飲食店を始めとする中小企業がこの難局を乗り越えられるよう、政府として総力を挙げて支援をしてまいります。

その上で、中小企業がその先の適用拡大の円滑な施行に向けて対応いただけるよう、生産性向上などの支援や周知、専門家活用支援を通じて後押しをしてまいります。(拍手)

○議長(山東昭子君) 倉林明子さん。

(倉林明子君登壇、拍手)

○倉林明子君 日本共産党の倉林明子です。

私は、日本共産党を代表し、年金制度の機能強

化のための国民年金法等の一部を改正する法律案について質問します。

法案に先立ち、検察庁法改正案について質問します。

法案に抗議する声はSNSで日増しに広がり、日弁連、全国三十八の弁護士会、さらには検事総長経験者など検察OBからも反対の意見が上がっています。

総理は、内閣によって恣意的な人事が行われるという懸念は当たらないと言います。しかし、衆議院内閣委員会で武田担当大臣は、特例的に定年延長を認める際の運用基準は、今はない、今後検討すると述べています。これでは白紙委任せよというようなものです。

法案の強行は許されません。国公法との一括法案から切り離し、定年延長の特例規定を削除する野党の要求を受け入れるべきです。総理、答弁を求めます。

年金法案の大きな改正内容の一つが、これまで七十歳までだった年金受給開始時期の選択肢を七十五歳開始にまで広げることです。その改正の趣旨で、より多くの人が、より長く多様な形で働く社会へと変化する中だと社会を捉えています。

しかし、コロナによって社会は大きく変容しています。雇用環境は激変し、正規雇用以外の多様な働き方をしている人たちが真っ先に首切りや雇止めを直面しています。働く意欲があっても、働く場所を急速に奪われているのが現実ではありません。また、新たな生活様式への行動変容が求められる中、仕事があっても、感染リスクが高

い高齢者が、働き続けることで感染するのではないかと不安を抱えながら仕事を続けている例も少なくありません。

総理にお聞きします。

コロナによって法改正の前提は大きく変化しているとの認識はありますか。

改正法案では、厚生年金の適用対象とすべき企業の対象を五十人以上まで段階的に拡大するとしています。これは、これまで早期に実施することが求められていたものでした。しかし、やるのは今でしょうか。コロナによって、対象となる中小企業の経営環境は激変しています。必死で雇用を守り、事業を継続させている小規模・中小企業に対し、新たに社会保険料負担を求めるといふには、余りにも最悪のタイミングではありませんか。総理、新型コロナウイルスが起る前に検討してきた年金制度改正案は一旦撤回し、改めて提案し直すべきではありませんか。

政府が今やるべきは、新型コロナウイルスの対応に全力を尽くすことであり、年金制度についても、いかに年金生活者の生活を支えていくのかという具体的な対応策が求められているのです。

以下、本法案の内容に沿って、問題点を指摘し、見直すべき提案をさせていただきます。

第一に、七十五歳までの繰下げ受給を選択すれば本当にお得になるのかという点です。

確かに、受給額は一・八倍まで増えるものの、年収が増えれば税や医療、介護の保険料の負担も増加します。東京都新宿区在住の年金受給者で見れば、八十五歳までの受給期間で比較したとき

に、六十五歳から受給した年金が月十五万円なら、住民税、所得税の総額は四十二万円です。受給開始を七十五歳とした場合、受け取る年金は月二十七・六万円となるものの、負担総額は二百二十五万円と五倍を超える負担となるのが衆議院の論戦で明らかになりました。つまり、七十五歳まで受取を遅らせた場合、受給額は増えても、手取りの年金は六十五歳から受給した方がお得だということではありませんか。

第二に、本法案は公的年金の水準を自動的に削減するマクロ経済スライドの維持を大前提にしていることです。この仕組みにより、将来の基礎年金の水準は三割も削減されることとなります。マクロ経済スライドが終了した後に七十五歳から年金の受取を開始した場合の所得代替率は、現在の上限である七十歳から受け取った場合よりも低くなるのではありませんか。以上、厚労大臣の答弁を求めます。

受け取れる年金水準が減れば、生活できる収入を確保するために、感染リスクが高い高齢者も働き続けなければならない事態に追い込まれることは明らかです。コロナの下でやるべきは、年金で安心できる生活を選択できるようにすることではありませんか。まずは、減らない年金制度への転換が必要です。マクロ経済スライドを今こそ停止すべきではありませんか。

そもそも、日本の年金水準は国際的に見て決して高い水準とは言えません。OECDの比較にとどまらず、世界的なコンサル会社のマーサーが、二〇〇九年以来、年金制度の国際比較を四十以上

の質問項目から構成された評価指数で行っています。そのマーサー・メルボルン・グローバル年金指数ランキングの二〇一九年版によれば、日本の総合指標は三十七か国中三十一位であり、とりわけ十分性での評価が低いと報告されています。国際的に見ても十分な給付レベルが確保できていないことを認めるべきではないでしょうか。

暮らせる年金制度にするために、最低年金の底上げに今こそ踏み出すべきです。新型コロナ対応として年金生活者支援給付金を抜本的に拡充すべきです。あわせて、最低保障年金制度の実現を求めるものです。総理、いかがですか。

底上げのための財源をどう確保するかも問われます。一つは、保険料の能力に応じた応分の負担を求めることです。保険料負担の上限を現在の年取一千万円から二千万円まで引き上げれば、一兆円規模の財源確保が可能です。そして、二〇一九年度末では百七十兆円に達する年金積立金は、今こそ計画的に取り崩して、年金底上げの財源に充てるべきではありませんか。以上四点、総理の答弁を求めます。

本法案の第三の問題は、公的年金の削減を進める一方で、リスクを伴う確定拠出年金を更に推奨するとしていっていることです。

コロナによる世界的な株安が広がっています。GPIFの運用実績にどんな影響を与えているのか、厚労大臣、二〇二〇年一月から三月の見通しを示していただきたい。

コロナ経済危機の影響で、今後の株価の推移によつては、投資信託型の確定拠出年金を選択した

年金受給者で元本割れ、運用利回りがマイナスになる場合が想定されています。元本保証型を選択している人でも、手数料の方が高くなる手数料負けになり得るのではありませんか。その可能性について、厚労大臣の説明を求めます。

安倍政権は、年金積立金の株式運用比率を拡大し続けてきました。今年の四月からは五年半ぶりに基本ポートフォリオを変更し、国内債券を一〇％減らし、外国債券を一五％から二五％に増やしています。コロナによる世界同時株安は、株式の運用比率を高めれば高めるほど、国民の財産である年金積立金を大きく毀損させることになることが明らかになったではありませんか。株式運用比率拡大方針を見直し、リスクを下げる運用に転換すべきです。GPIFが管理する年金積立金の資産構成に占める株式の割合を、まずは二〇％に戻すべきではありませんか。総理の見解を求めます。

新型コロナウィルスは、年金制度のありようにも大きな問題提起をしています。今やるべきは、自動年金引下げ装置となっているマクロ経済スライドを中止し、減らない年金、頼れる年金制度への転換であることを強く求めまして、質問いたします。(拍手)

(内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手)  
○内閣総理大臣(安倍晋三君) 倉林議員にお答えをいたします。

検察官の定年引上げを含む国家公務員法等改正案についてお尋ねがありました。  
今般の国家公務員法等の改正法案の趣旨、目的

は、高齢期の職員の豊富な知識、経験等を最大限に活用する点などにあるところ、検察庁法の改正部分の趣旨、目的もこれと同じであり、一つの法案として束ねた上で御審議いただくことが適切であると承知しております。

現行の国家公務員法上の勤務延長の要件は改正法において緩和されておらず、また、役職定年制の特例の要件も勤務延長と同様とされており、これらの具体的な要件については、今後、人事院規則において適切に定められるものと承知しております。

その上で、検察官について勤務延長等が認められる要件については、改正後の国家公務員法上の勤務延長の場合と同様とされており、かつ、これらの具体的な要件は、新たな人事院規則に準じて、あらかじめ内閣府又は法務大臣が定めることとしており、白紙委任との御批判は当たりません。

なお、法案審議のスケジュール等については国会でお決めたこととあり、政府としてコメントすることは差し控えていただきます。

新型コロナウィルスの発生による年金制度改正案への影響についてお尋ねがありました。

新型コロナウィルス感染症の影響により厳しい状況にある御家庭、事業者の方々を徹底的に下支えし、雇用と事業活動、生活を守り抜いていくため、政府としてはあらゆる手だてを講じているところと承知しております。

その一方で、我が国において急速に少子高齢化が進み、人生百年時代を迎えようとする中で、全

世代型社会保障への改革も待たなしの状況にあると考えており、年金制度改革においても、働き方の変化を中心に据えて改革を進めることが必要であると考えています。

このため、政府としては、高齢者が意欲を持って働ける環境整備を進めるとともに、そのための手段として、受給開始時期の選択肢を七十五歳まで広げ、受給額についても、年金財政中立の考えの下、八四％までの割増しを行うことといたしました。

また、被用者保険の適用拡大については、特に、中小企業への影響も大きいことから、関係者の意見を丁寧にお伺いした上で、五十人超の中小企業まで、二〇二二年十月から二〇二四年十月までかけて、段階的に適用範囲を拡大していくこととしております。

こうした改革により支え手を増やし、年金制度全体の安定性を高めることで、低所得の方を含めた将来の年金水準の確保にもつなげていくこととしております。

公的年金制度の給付水準や低年金の方への対応等についてお尋ねがありました。  
年金のマクロ経済スライドは、将来世代の給付水準の確保のために不可欠な仕組みであることから、政府として廃止することは考えておりません。また、将来世代に対しても責任ある対応をするためにも、長期的に給付と負担をバランスでできる水準を超えて積立金を取り崩し、現在の給付に充当すべきではないと考えています。年金水準の確保については、今回の改正では、被用者保険の

適用拡大等を行い、老後の支えとして年金の役割強化を図ることとしていくところでです。

各国の年金制度を適切に比較するに当たっては、制度内容や保険料率、高齢化率等の前提条件の違いを踏まえる必要があります。御指摘の調査は、海外のコンサルティング会社等が私的年金の評価等にも重点を置いて独自に行ったものであり、こうした前提条件の違いを考慮していないことに加え、評価項目も公的年金制度とは直接関係ない項目が相当程度を占めていると承知しており、公的年金制度を比較する上で必ずしも適当ではないと考えています。

年金生活者支援給付金は、定額給付とした場合は保険料納付のインセンティブを損なうため、社会保険方式になじまないとの観点から、月額五万円を基準としつつ、保険料納付済期間に比例した給付としているものです。さらに、どのような給付を行う場合も、それを支える安定財源がなければ持続可能な制度とならないものと考えます。

最低保障年金については、多額の税財源が必要になり、保険料を払っている方々と払っていない方々との間の公平性をどう担保していくのかといった課題があり、導入は難しいと考えています。

年金積立金の運用についてお尋ねがありました。年金積立金の運用は、長期的な観点から行うこととされており、株式市場を含む市場の一時的な変動に過度にとらわれるべきではありません。また、年金積立金の運用は、安全かつ効率的に行う

ことが重要でです。このため、経済動向や運用環境などを踏まえて、株式や内外の債券を含めた分散投資により、ポートフォリオ全体としてのリスクを抑えつつ、年金財政上必要な利回りを確保していくことが必要であると考えています。

こうした観点から、GPIFにおいて、専門的な知見に基づき十分に検討を行った上で、被保険者の利益のために最適な資産構成割合が定められたものと考えています。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させていただきます。(拍手)  
〔国務大臣加藤勝信君登壇、拍手〕  
○国務大臣(加藤勝信君) 倉林明子議員より四問の御質問をいただきました。  
繰下げ受給と税、社会保険料の負担についてお尋ねがありました。

公的年金は、終身で受給できることが最大の特徴の一つであります。何歳まで年金を受給することになるかは個人々人によって大きく異なるわけです。また、何歳まで働き、何歳から年金の受給を始めるかについても、個人々が自身の就労状況等に合わせて選んでいただくものであります。

したがって、個人々人による選択が様々であることから、一概にどのような選択が得であるかは申し上げられませんが、それぞれの方が御自身にとつて適切と思う選択をしていただけるようにしていくことが重要であると考えております。国民の皆さんが自らの就労状況などに合わせて受給開始時期などを適切に選択できるよう、分かりやす

い情報提供に努めてまいります。  
マクロ経済スライドと繰下げ受給についてお尋ねがありました。

マクロ経済スライドは、将来世代の負担を過重にしないため、保険料水準を固定し、その範囲内で給付水準を徐々に調整する世代間の分かち合いの仕組みであり、現在の受給者も将来の受給者も共に調整されるものであります。また、マクロ経済スライドは、賃金、物価の伸びの範囲内で年金額の伸びを抑えるものであり、実際に支給される名目の年金額そのものが減額されるものではありません。

将来の年金水準を見通す上では、現役期の賃金との比較である所得代替率と年金受給者の購買力を表す物価上昇分を割り戻した実質価格の双方を見るのが大切と考えております。

その上で、そもそも世代が違うということはありますが、あえて比較してみると、所得代替率で見れば、マクロ経済スライドが終了した後に受給者となる世代が七十五歳から受給した水準は、現在受給者となる世代が七十歳から受け取った場合の水準よりも低くなりますが、一方で、購買力を示す実質価格では、二〇一九年の財政検証の代表的なケースでは、六十五歳時点における年金額はマクロ経済スライド調整期間中においてもおおむね横ばいとなっていますので、マクロ経済スライドが終了した後に七十五歳から受給した方が高くなります。  
年金積立金の運用実績についてお尋ねがありました。

GPIFの運用状況については、法律に基づきGPIFが業務概況書を作成し、これを公表しなければならぬこととされており、年度単位の運用状況の公表を基本としております。一方、四半期ごとの運用状況については、GPIFが中期計画などに基づき自主的な取組として公表しております。

自主運用開始以降の平成十三年度から令和元年度第三・四半期までの収益額の累積は約七十五・二兆円となっておりますが、半分程度の約三十六・五兆円は株価下落時でも着実に収益として確保される利子や配当収入等のインカムゲインであり、それ以外の約三十八・七兆円は評価損益などのキャピタルゲインであり、これは時価の変動により上下する性質のものであります。

その上で、GPIFの本年の一月から三月の運用状況については、GPIFにおいて本年七月に昨年度の通期の運用状況を記載した業務概況書において公表することとなり、それにとつて公表されるものと承知をしております。確定拠出年金の運用についてお尋ねがありました。

公的年金に上乗せする確定拠出年金は、拠出、運用、給付において公的年金と同様の税制優遇が認められる制度であります。運用に当たっては、元本確保型を含む様々な運用商品の中から選択することになりますが、長期間にわたって運用を行うものであり、短期的な動向に過度にとらわれるべきものではありません。

また、元本確保型の運用商品を選択した場合、手数料の方が上回る手数料負けになり得るのでは

ないかとの御指摘については、掛金の額、運用商品の利率、受給の回数などによって状況が様々であること、また、拠出、運用、給付時の税制優遇もあることから、一概に申し上げることはできません。

投資教育を担う事業主等への支援などを通じて、加入者が長期的な視点に立って、自身の年齢、資産等の属性に応じた適切な運用の手法を選択できるよう、引き続き取り組んでまいります。(拍手)

○議長(山東昭子君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(山東昭子君) 日程第一 株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。財政金融委員長 長中西祐介さん。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(中西祐介君登壇、拍手)

○中西祐介君 ただいま議題となりました法律案につきまして、財政金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、地域活性化又は我が国の企業の競争力の強化等に資する資金供給を引き続き促進するため、株式会社日本政策投資銀行による特定投資業務について投資決定期限等を延長するものであります。

委員会におきましては、危機対応融資の活用による資金繰り支援等の現状、特定投資業務に創設する新型コロナウイルスバイバル成長基盤強化ファンドの意義と課題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して大門史紀史委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山東昭子君) これより採決をいたします。

本案に賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(山東昭子君) 過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。(拍手)

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

○議長(山東昭子君) 日程第二 森林組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長 長江島潔さん。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(江島潔君登壇、拍手)

○江島潔君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、森林組合の経営基盤の強化を図るため、組合間の合併以外の多様な連携手法の導入、正組合員資格の拡大、事業の執行体制の強化等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、販売事業の拡大を通じた組合の経営基盤の強化、組合への女性、若年者の参画促進、組合の事業の目的から非営利に関する規定を削除する理由等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して紙委員より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山東昭子君) これより採決をいたします。

本案に賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(山東昭子君) 過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。(拍手)

○議長(山東昭子君) 日程第三 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。総務委員長若松謙維さん。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(若松謙維君登壇、拍手)

○若松謙維君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保及び電気通信役務の利用者の利益の保護を図るため、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社による他の電気通信事業者の電気通信設備を用いた電話の役務の提供を可能とするための措置を講ずるとともに、外国法人等が電気通信事業を営む場合の規定の整備等を行うものとしております。

委員会におきましては、ユニバーサルサービスの在り方、NTT東西による他者設備利用の認可要件、電話サービスの安定的な提供と利用者の利便の確保、外国法人等に対する法執行の実効性の強化等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して伊藤岳委員より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山東昭子君) これより採決をいたします。

本案に賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(山東昭子君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。(拍手)

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十二分散会

出席者は左のとおり。

議長 山東 昭子君  
副議長 小川 敏夫君  
議員 音喜多 駿君 梅村みずほ君  
安江 伸夫君 高木かおり君  
柳ヶ瀬裕文君 下野 六夫君  
石井 苗子君 片山 大介君  
竹内 真二君 浅田 均君  
清水 貴之君 梅村 聡君  
三浦 信祐君 東 徹君  
石井 章君 柴田 巧君  
熊野 正士君 鈴木 宗男君  
松沢 成文君 室井 邦彦君

新妻 秀規君 片山虎之助君  
横山 信一君 河野 義博君  
今井絵理子君 高橋 光男君  
進藤金日子君 和田 政宗君  
塩田 博昭君 中西 哲君  
高瀬 弘美君 徳茂 雅之君  
こやり隆史君 伊藤 孝江君  
里見 隆治君 柘植 芳文君  
堂故 茂君 宮崎 勝君  
杉 久武君 矢倉 克夫君  
滝波 宏文君 若松 謙維君  
竹谷とし子君 秋野 公造君  
高階恵美子君 平木 大作君  
石川 博崇君 山本 博司君  
宇都 隆史君 谷合 正明君  
西田 実仁君 山口那津男君  
浜田 昌良君 長谷川 岳君  
山本 香苗君 青木 一彦君  
上野 通子君 森 まさこ君  
衛藤 晟一君 橋本 聖子君  
自見はなこ君 藤木 眞也君  
宮本 周司君 宮崎 雅夫君  
本田 顕子君 松川 るい君  
元榮太一郎君 山田 太郎君  
小野田紀美君 小川 克巳君  
朝日健太郎君 豊田 俊郎君  
長峯 誠君 羽生田 俊君  
堀井 巖君 滝沢 求君  
高橋 克法君 高野光二郎君  
佐藤 啓君 中西 祐介君  
三原じゅん子君 渡辺 猛之君  
馬場 成志君 岩井 茂樹君  
磯崎 仁彦君 石井 浩郎君  
大家 敏志君 藤川 政人君  
野村 哲郎君 藤井 基之君  
二之湯 智君 石井 準一君  
松村 祥史君 中川 雅治君  
宮沢 洋一君 山谷えり子君  
松山 政司君 野上浩太郎君  
世耕 弘成君 岡田 直樹君  
金子原二郎君 有村 治子君  
宮島 喜文君 高橋はるみ君  
上田 清司君 平山佐知子君  
三浦 靖君 岩本 剛人君  
加田 裕之君 青山 繁晴君  
足立 敏之君 山田 宏君  
舞立 昇治君 三木 亨君  
三宅 伸吾君 森屋 宏君  
島村 大君 酒井 庸行君  
上月 良祐君 古賀友一郎君  
江島 潔君 赤池 誠章君  
中西 健治君 石井 正弘君  
山田 俊男君 丸川 珠代君  
古川 俊治君 佐藤 正久君  
末松 信介君 西田 昌司君  
牧野たかお君 水落 敏栄君  
山本 順三君 松下 新平君  
関口 昌一君 岡田 広君  
鶴保 庸介君 武見 敬三君  
林 芳正君 高良 鉄美君  
嘉田由紀子君 安達 澄君  
伊波 洋一君 ながえ孝子君

官 報 (号 外)

河井あんり君	清水 真人君
そのだ修光君	阿達 雅志君
吉川ゆうみ君	山下 雄平君
山田 修路君	小沢 雅仁君
熊谷 裕人君	北村 経夫君
太田 房江君	宮沢 由佳君
古賀 之士君	石田 昌宏君
大野 泰正君	石橋 通宏君
徳永 エリ君	佐藤 信秋君
藤末 健三君	難波 奨二君
斎藤 嘉隆君	猪口 邦子君
福岡 資麿君	片山 さつき君
青木 愛君	芝 博一君
尾辻 秀久君	中曾根弘文君
蓮 舫君	福山 哲郎君
福島みずほ君	郡司 彰君
鉢呂 吉雄君	長浜 博行君
大塚 耕平君	浜田 聡君
小沼 巧君	渡辺 喜美君
須藤 元気君	田島麻衣子君
岸 真紀子君	石垣のりこ君
横沢 高德君	石川 大我君
打越さく良君	勝部 賢志君
芳賀 道也君	伊藤 孝恵君
矢田わか子君	杉尾 秀哉君
磯崎 哲史君	浜野 喜史君
吉田 忠智君	江崎 孝君
有田 芳生君	野田 国義君
田名部匡代君	川合 孝典君
森本 真治君	牧山ひろえ君

水岡 俊一君	舟山 康江君
白 眞敷君	那谷屋正義君
足立 信也君	森 ゆうこ君
小林 正夫君	羽田雄一郎君
増子 輝彦君	榛葉賀津也君
櫻井 充君	柳田 稔君
塩村あやか君	伊藤 岳君
田村 まみ君	武田 良介君
岩淵 友君	吉良よし子君
山添 拓君	森屋 隆君
大門実紀史君	田村 智子君
浜口 誠君	木戸口英司君
紙 智子君	倉林 明子君
眞山 勇一君	小西 洋之君
山下 芳生君	井上 哲士君
吉川 沙織君	川田 龍平君
市田 忠義君	小池 晃君
木村 英子君	船後 靖彦君
内閣総理大臣	安倍 晋三君
財務大臣	麻生 太郎君
総務大臣	高市 早苗君
厚生労働大臣	加藤 勝信君
農林水産大臣	江藤 拓君
内閣官房副長官	岡田 直樹君
内閣官房副大臣	厚生労働副大臣
	稲津 久君

議長の報告事項	一昨十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
総務委員	森屋 宏君 (補欠 磯崎 仁彦君)
法務委員	磯崎 仁彦君 (補欠 森屋 宏君)
外交防衛委員	磯崎 仁彦君 (補欠 森屋 宏君)
文教科学委員	石川 大我君 (補欠 福山 哲郎君)
国土交通委員	福山 哲郎君 (補欠 石川 大我君)
予算委員	末松 信介君 (補欠 松川 るい君)
決算委員	柳ヶ瀬裕文君 (補欠 石井 苗子君)
辞任	山添 拓君 (補欠 岩淵 友君)
辞任	秋野 公造君 (補欠 熊野 正士君)
辞任	石井 苗子君 (補欠 柳ヶ瀬裕文君)
辞任	岩淵 友君 (補欠 山添 拓君)

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

決算委員会  
理事 三浦 信祐君 (三浦信祐君の補欠)

議院運営委員会  
理事 東 徹君 (東徹君の補欠)

理事 倉林 明子君 (倉林明子君の補欠)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律案(閣法第二二二号)

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律案(閣法第二二三号)

経済産業委員会に付託

道路法等の一部を改正する法律案(閣法第一五号)

国土交通委員会に付託

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案(閣法第五号)

地方創生及び消費者問題に関する特別委員会に付託

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。

割賦販売法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

投資の促進及び保護に関する日本国とアラブ首長国連邦との間の協定の締結について承認を求めめるの件

投資の促進及び保護に関する日本国とヨルダン・ハシエミット王国との間の協定の締結について承認を求めめるの件

包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国間の協定を改正する第一議定書の締結について承認を求めめるの件

投資の促進及び保護に関する日本国とモロッコ王国との間の協定の締結について承認を求めめるの件

投資の相互促進及び相互保護に関する日本国政府とコートジボワール共和国政府との間の協定の締結について承認を求めめるの件

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提案案を可決した旨衆議院に通知した。  
高年齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案

同日次の質問主意書を内閣に転送した。  
一九六五年十二月五日に発生した沖縄近海における米国の水爆水没事故に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第一一三号)

愛媛県南予地区を低空飛行する物体に関する質問主意書(ながえ孝子君提出)(第一一四号)

同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。  
投資の促進及び保護に関する日本国とアラブ首長国連邦との間の協定の締結について承認を求めめるの件

投資の促進及び保護に関する日本国とヨルダン・ハシエミット王国との間の協定の締結について承認を求めめるの件

包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国間の協定を改正する第一議定書の締結について承認を求めめるの件

投資の促進及び保護に関する日本国とモロッコ王国との間の協定の締結について承認を求めめるの件

投資の相互促進及び相互保護に関する日本国政府とコートジボワール共和国政府との間の協定の締結について承認を求めめるの件

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

高年齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律

昨十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任 磯崎 仁彦君 補欠 森屋 宏君

法務委員

辞任 小野田紀美君 補欠 末松 信介君

外交防衛委員

辞任 森屋 宏君 補欠 磯崎 仁彦君

財政金融委員

辞任 末松 信介君 補欠 松川 るい君

森 まさこ君

国会法第四十二條第二項ただし書の規定によるもの

国土交通委員

辞任 松川 るい君 補欠 小野田紀美君

予算委員

辞任 中西 哲君 補欠 森 まさこ君

決算委員

辞任 岩淵 友君 補欠 倉林 明子君

議院運営委員

辞任 山添 拓君 補欠 岩淵 友君

倉林 明子君

補欠 山添 拓君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方創生及び消費者問題に関する特別委員 辞任 森本 真治君 補欠 横沢 高德君

同日委員長から次の報告書が提出された。  
株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案(閣法第二四号)審査報告書

森林組合法の一部を改正する法律案(閣法第四五号)審査報告書

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二八号)審査報告書

同日内閣を経由して新型コロナウイルス感染症対策本部から、新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十二条第三項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更についての報告を受領した。

審査報告書

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案  
右は多数をもって可決すべきものと議決した。  
よつて要領書を添えて報告する。

令和二年五月十四日

財政金融委員長 中西 祐介

参議院議長 山東 昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地域活性化又は我が国の企業の競争力の強化等に資する資金供給を引き続き促進するため、株式会社日本政策投資銀行による特定投資業務について、その資金供給の対象となる事業者等の決定の期限等を延長するものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に伴い、別に費用を要しない。

なお、令和二年度特別会計補正後予算において、財政投融资特別会計に株式会社日本政策投資銀行に対する出資金として、二千億円が計上されている。

附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 株式会社日本政策投資銀行の完全民営化方針を踏まえ、同行による業務については、民間金

融機関等との協調に留意し、いたずらに民業圧迫批判を招かないよう留意しつつ、その適確な実施に万全を期すこと。

二 特定投資業務の実施に当たっては、地域の企業の発展等を通じて地域活性化に積極的に貢献し、民間による成長資金供給を促すよう、適切な運用を行うとともに、同業務の政策効果を定量的に把握し、的確に評価・検証すること。あわせて、同業務は民間による自立的な成長資金の供給が充足するまでの過渡的な対応であることと十分に認識し、同業務の期限の延長を漫然と繰り返すことのないよう、適切な措置を講ずること。

三 国民への説明責任を果たす観点から、特定投資業務の個別案件における投資状況を含め、同業務に係る情報の公開をより一層推進すること。また、株式会社日本政策投資銀行において、同業務の個別案件について進捗状況を継続的に把握し、財務の健全性が確保されるようにすること。

四 株式会社日本政策投資銀行の株式については、同行の業務運営・資産状況等を踏まえ、公共性の確保や同行の目的遂行のために必要な株主構成の中立性・安定性の確保等に留意し、同行の長期的企業価値が毀損されることのないよう適切な措置を講じつつ、その処分時期及び処分方法等の検討を行うこと。

五 株式会社日本政策投資銀行から地域金融機関に対する先進的な金融ノウハウの提供や同行と地域金融機関との協働等により、地域経済の自

立発展の実現に資する人材の育成や確保が図られるよう、適切な措置を講ずること。

六 新型コロナウイルス感染症による被害への対応のため、株式会社日本政策投資銀行の危機対応融資等の活用や、中堅・大企業の資金繰りへの支援を通じ、中小事業者を取り巻く厳しい環境の改善に万全を期すこと。  
右決議する。

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

令和二年四月二十三日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 山東 昭子殿

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案  
株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案

株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二条の十二第二項及び第二条の十四第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附則第二条の二十第一項中「平成三十八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める。

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。  
(特定投資業務に関する検討)

2 政府は、この法律の施行後適当な時期において、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資の状況、株式会社日本政策投資銀行(以下この項において「会社」という。)による特定投資業務(この法律による改正後の株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の十二第二項に規定する特定投資業務をいう。以下この項において同じ。)の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、我が国経済の持続的な成長に資する長期資金その他の資金の供給の一層の促進を図る観点から、会社による特定投資業務の在り方及びこれを踏まえた会社に対する国の関与の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 政府は、前項の検討を行うに当たっては、一般の金融機関を代表する者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

審査報告書

森林組合法の一部を改正する法律案  
右は多数をもって可決すべきものと議決した。  
よつて要領書を添えて報告する。

令和二年五月十四日

農林水産委員長 江島 潔

参議院議長 山東 昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における森林及び林業をめぐる諸情勢の変化に鑑み、森林組合の経営基盤の強化を図るため、組合間の合併以外の多様な連携手法の導入、正組合員資格の拡大、事業の執行体制の強化等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。  
なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

戦後造成された人工林が本格的な利用期を迎える中で、森林経営管理法が制定され、また、国有林野の管理経営に関する法律が改正されたこと等に伴い、森林の経営管理の集積・集約、木材の販売等の強化、さらにこれらを通じた山元への一層の利益還元への推進が求められている。森林組合には、公益的機能の維持増進とともに地域の林業経営の重要な担い手として役割を果たしていくことがますます期待されている。

よつて政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 森林組合に対しては、本法により創設される新たな連携手法の利用促進に向けた制度の周知に努めるとともに、連携手法を選択しない場合も含め、個々の状況に応じて、経営基盤の強化に向けた自主的な取組を引き続き支援すること。

令和二年五月十五日 参議院会議録第十七号

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案

森林組合法の一部を改正する法律案

二 正組合員資格の拡大に当たっては、後継者等

が正組合員として森林組合の運営に参加することが促進されるよう、制度の周知を図ること。

また、理事に女性や若年者が登用されることが促進されるよう、必要な施策を行うこと。

三 森林組合が行う林産物の販売等の強化に当たっては、本法により創設される新たな連携手法等による販売その他の事業活動の拡大を通じ、地域林業の活性化、更には地域経済への貢献が図られるよう指導すること。

四 森林の有する公益的機能の維持増進を図りつつ事業を実施する森林組合が、「意欲と能力のある林業経営者」として、森林経営管理制度や樹木採取権制度の円滑な実施に貢献できるよう、人材の育成、施業技術の向上等の必要な支援を行うこと。

五 森林経営管理制度の円滑な実施に向けては、森林組合を始めとする林業事業体における新規就業者の確保及び定着が喫緊の課題となつていくことに鑑み、林業就業者の所得の向上、労働安全対策を始めとする就業条件改善に向けた対策の更なる強化を図ること。

六 台風等の自然災害による森林被害が頻発している現状に鑑み、災害発生を予防し、災害復旧を迅速化する観点から、倒木の防止や除去等を含め、間伐を始めとする適切な森林整備を推進すること。また、市町村が主体となつた森林整備の着実な推進に向け、林地台帳の整備、境界の明確化、森林所有者の明確化等を一層推進すること。

右決議する。

森林組合法の一部を改正する法律案

右  
国会に提出する。

令和二年三月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

森林組合法の一部を改正する法律案

森林組合法の一部を改正する法律

森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五節 解散」を「第五節 解散、合併、吸収分割」に改め、「解散」の下に「合併」を加える。

第四条の見出しを「(事業の目的等)」に改め、同条中「旨とすべきであつて、営利を目的としてその事業を行つてはならない」を「目的とする」に改め、同条に次の一項を加える。

2 組合は、その事業を行うに当たっては、森林の有する公益的機能の維持増進を図りつつ、林業所得の増大に最大限の配慮をしなければならぬ。

第二十六条の二第一項中「議決を」を「決議を」に改め、同条第二項中「議決を」を「決議」に改める。

第二十七条の見出しを「(組合員である資格)」に改め、同条第一項中「たる資格を」である資格に改め、同項第一号中「たる」を「である」に、「と同一の世帯に属する者」を「の推定相続人に改め、「二人の」を削り、同項第二号中「たる」を「である」に改める。

第三十四条を次のように改める。

第三十四条 削除

第三十七条第一項第一号中「たる」を「である」に改め、同条第二項中「議決を」を「決議」に改める。

第四十四条第九項中「たる」を「である」に改め、同条に次の二項を加える。

10 第九条第二項第三号に規定する組合員の生産する林産物その他の物資の販売の事業を行う組合にあつては、理事のうち一人以上は、林産物の販売若しくはこれに関連する事業又はこれらの事業を行う法人の経営に関し実践的な能力を有する者でなければならない。

11 組合は、その理事の年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

第四十五条第二項ただし書及び第三項並びに第五十五条第二項中「議決を」を「決議」に改める。

第五十七条を次のように改める。

第五十七条 削除

第六十一条の見出しを「(総会の決議事項)」に改め、同条第一項中「議決を」を「決議」に改め、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 事業の全部の譲渡又は第九条第一項第一号から第四号まで若しくは第二項第二号、第三号若しくは第六号に掲げる事業の全部若しくは一部の譲渡

第六十三条の見出しを「(特別決議事項)」に改め、同条第二号中「又は合併」を「合併、第八十八条の二第一項に規定する吸収分割又は第八十八条の二第二項に規定する新設分割」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を

加える。

四 事業の全部の譲渡又は第九条第一項第一号から第四号まで若しくは第二項第二号、第三号若しくは第六号に掲げる事業の全部の譲渡第六十五条の二第二項及び第二項中「議決を」を「決議」に改める。

第六十六条第一項を次のように改める。  
出資組合が出資一口の金額の減少をする場合には、当該出資組合の債権者は、当該出資組合に対し、出資一口の金額の減少について異議を述べることができる。

第六十六条第二項中「出資組合は、前項の期間内に、債権者に対して」を「前項に規定する場合には、当該出資組合は、あらかじめ」に改め、同項第二号中「前項の財産目録及び」を「当該出資組合の」に改める。

第七十一条の見出し及び同条第一項中「てん補」を「填補」に改め、同条第二項中「てん補」を「填補」に改め、同項ただし書中「議決を」を「決議」に改める。

第七十七条第三項中「議決を」を「決議」に改め、同条第四項ただし書中「たる」を「である」に改め、同条第五項中「たる」を「である」に、「その会日」を「創立総会の日」に改める。

第二章第五節の節名を次のように改める。  
第五節 解散、合併、吸収分割及び清算  
第八十四条第一項中「総会の議決を経て」を削り、「締結しなければ」を「締結して、総会の決議により、その承認を受けなければ」に改め、同条第四項中「において」の下に「第六十六条第一項

並びに第六十七条第一項及び第二項ただし書中「出資一口の金額の減少」とあるのは「合併」とを加え、「あるのは」を「あるのは」に改める。

第八十四条の二第二項から第四項までの規定中「議決」を「決議」に改める。

第八十四条の三第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一 合併によつて消滅する組合 次のイ又はロに掲げる日のいずれか早い日から合併の登記の日まで

イ 第八十四条第一項の総会の日の二週間前の日

ロ 第八十四条第四項において準用する第六十六条第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日

二 合併後存続する組合 次のイ又はロに掲げる日のいずれか早い日から合併の登記の日後六月を経過する日まで

イ 第八十四条第一項の総会の日(前条第一項の規定により総会の決議を経ないで合併を行う場合にあつては、理事会の決議の日)の二週間前の日

ロ 前号ロに掲げる日

第八十四条の四第二項ただし書中「議決」を「決議」に改める。

第八十五条第三項中「第四十四条第九項本文の下に」、第十項及び第十一項「を加え、「理事」を「の理事」に改める。

第八十八条の次に次の見出し及び八条を加え

る。

(吸収分割の手續)

第八十八条の二 出資組合は、吸収分割(出資組合がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割後他の出資組合又は出資連合会(第一百一条第二項に規定する出資連合会をいう。以下この項及び次条第一項第三号イにおいて同じ。)に承継させることをいう。以下この節において同じ。)をすることができる。この場合においては、吸収分割をする出資組合(以下「吸収分割組合」という。)とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該吸収分割組合から承継する出資組合又は出資連合会(以下「吸収分割承継組合等」という。)とは、吸収分割契約を締結しなければならない。

2 吸収分割組合及び吸収分割承継組合等は、吸収分割契約について、それぞれ総会の決議により、その承認を受けなければならない。

3 次に掲げる場合には、吸収分割承継組合等の理事は、前項の総会において、その旨を説明しなければならない。

一 吸収分割承継組合等が承継する吸収分割組合の債務の額として農林水産省令で定める額(次号において「承継債務額」という。)が吸収分割承継組合等が承継する吸収分割組合の資産の額として農林水産省令で定める額(同号において「承継資産額」という。)を超える場合

二 吸収分割承継組合等が吸収分割組合に対して交付する金銭等(金銭その他の財産をい

う。以下同じ。)(吸収分割承継組合等に対する出資を除く。)の帳簿価額が承継資産額から承継債務額を控除して得た額を超える場合

第八十八条の三 吸収分割契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 吸収分割組合及び吸収分割承継組合等の吸収分割後の名称、地区及び主たる事務所の所在地

二 吸収分割承継組合等が吸収分割組合から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に関する事項

三 吸収分割承継組合等が吸収分割に際して吸収分割組合に対してその事業に関する権利義務の全部又は一部に代わる金銭等を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項

イ 当該金銭等が吸収分割承継組合等に対する出資であつて、吸収分割承継組合等が出資連合会であるときは、当該出資の口数又はその口数の算定方法及び吸収分割がその効力を生ずる日に吸収分割組合がその組合員に対して交付する吸収分割承継組合等の出資の割当てに関する事項(吸収分割承継組合等の組合員とならない吸収分割組合の組合員がある場合にあつては、当該組合員に

対して交付する金銭の額又はその算定方法を含む。)

ハ 当該金銭等が吸収分割承継組合等に対する出資以外の財産であるときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法

四 吸収分割承継組合等の準備金に関する事項

五 その他農林水産省令で定める事項

2 吸収分割は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 第七十八条第二項、第七十九条及び第八十条の規定は、前項の認可について準用する。この場合において、第七十九条中「次に掲げる場合」とあるのは、「次に掲げる場合及び第八十八条の二第一項に規定する吸収分割によつて同項に規定する吸収分割組合の組合員であつて同項に規定する吸収分割承継組合等の組合員とならないものの利益が不当に害されるおそれがある場合」と読み替へるものとする。

第八十八条の四 吸収分割組合が吸収分割によつて吸収分割承継組合等に承継させる資産の帳簿価額の合計額(出資の割当てを受けない吸収分割組合の組合員がある場合にあつては、当該組合員に対して交付する金銭の額を加えた額)が吸収分割組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額の五分の一(これを下回る割合を吸収分割組合の定款で定めた場合にあつては、その割合)を超えない場合における吸収分割組合の吸収分割についての第八十八条の二第二項の

う。以下同じ。)(吸収分割承継組合等に対する出資を除く。)の帳簿価額が承継資産額から承継債務額を控除して得た額を超える場合

第八十八条の三 吸収分割契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 吸収分割組合及び吸収分割承継組合等の吸収分割後の名称、地区及び主たる事務所の所在地

二 吸収分割承継組合等が吸収分割組合から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に関する事項

三 吸収分割承継組合等が吸収分割に際して吸収分割組合に対してその事業に関する権利義務の全部又は一部に代わる金銭等を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項

イ 当該金銭等が吸収分割承継組合等に対する出資であつて、吸収分割承継組合等が出資連合会であるときは、当該出資の口数又はその口数の算定方法及び吸収分割がその効力を生ずる日に吸収分割組合がその組合員に対して交付する吸収分割承継組合等の出資の割当てに関する事項(吸収分割承継組合等の組合員とならない吸収分割組合の組合員がある場合にあつては、当該組合員に

規定の適用については、同項中「総会」とあるのは、「総会又は理事会」とする。

2 吸収分割承継組合等が吸収分割に際して吸収分割組合に対して交付する吸収分割承継組合等に対する出資の口数にその一口当たりの純資産額を乗じて得た額(出資以外の財産も交付する場合にあつては、その帳簿価額の合計額を加えた額)が吸収分割承継組合等の最終の貸借対照表により現存する資産の額の五分の一(これを下回る割合を吸収分割承継組合等の定款で定めた場合にあつては、その割合)を超えない場合(第八十八条の二第三項各号のいずれかに該当する場合を除く。)における吸収分割承継組合等の吸収分割についての同条第二項の規定の適用については、同項中「総会」とあるのは、「総会又は理事会」とする。

3 前二項の規定により総会の決議を経ないで吸収分割を行う吸収分割組合又は吸収分割承継組合等は、その旨を吸収分割契約に定めなければならない。

4 吸収分割組合又は吸収分割承継組合等が第一項又は第二項の規定により総会の決議を経ないで吸収分割を行う場合においては、当該吸収分割組合又は吸収分割承継組合等は、吸収分割についての理事会の決議の日から二週間以内に、当該吸収分割の相手方である吸収分割承継組合等又は吸収分割組合の名称及び住所、吸収分割を行う時期並びに第一項又は第二項の規定により総会の決議を経ないで吸収分割を行う旨を公

告し、又は組合員若しくは会員に通知しなければならない。

5 吸収分割組合の総組合員(准組合員を除く。)の六分の一以上の組合員(准組合員を除く。)が前項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に当該吸収分割組合に対し書面をもつて吸収分割に反対の意思の通知を行ったときは、第一項の規定により総会の決議を経ないで吸収分割を行うことはできない。

6 吸収分割承継組合等の総組合員(准組合員を除く。)又は総会員(第四百四条第一項ただし書に規定する准会員を除く。)の六分の一以上の組合員(准組合員を除く。)又は会員(同項ただし書に規定する准会員を除く。)が第四項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に当該吸収分割承継組合等に対し書面をもつて吸収分割に反対の意思の通知を行ったときは、第二項の規定により総会の決議を経ないで吸収分割を行うことはできない。  
(準用規定等)

第八十八条の五 第六十五条の二、第六十六条、第六十七条第一項及び第二項、第八十四条の三(第一項第三号を除く。)、第八十四条の四、第八十六条並びに第八十七条の二並びに民法第三百九十八条の十の規定は、吸収分割について準用する。この場合において、第六十六条及び第六十七条第二項中「出資組合」とあるのは「出資組合又は出資連合会」と、第六十六条第一項中「が出資一口の金額の減少」とあるのは「(第百一

条第二項に規定する出資連合会をいう。以下同じ。)」が吸収分割(第八十八条の二第一項に規定する吸収分割をいう。以下同じ。)」と、「出資一口の金額の減少」とあるのは、「吸収分割」と、同条第二項第一号中「出資一口の金額の減少の内容」とあるのは「吸収分割をする旨」と、同条第三項中「催告」とあるのは「催告(不法行為によつて生じた債務の債権者に対するものを除く。)」と、第六十七条第一項及び第二項ただし書中「出資一口の金額の減少」とあるのは「吸収分割」と、第八十四条の三第一項中「第八十四条第一項の合併契約」とあるのは「吸収分割契約」と、同項第一号中「合併によつて消滅する組合」とあるのは「吸収分割組合(第八十八条の二第一項に規定する吸収分割組合をいう。以下同じ。)」と、「まで」とあるのは「後六月を経過する日まで」と、同号イ中「第八十四条第一項の総会の日」とあるのは「第八十八条の二第二項の総会の日(第八十八条の四第一項の規定により総会の決議を経ないで吸収分割を行う場合にあつては、理事会の決議の日)」と、同号ロ中「第八十四条第四項」とあるのは「第八十八条の五第一項」と、同項第二号中「合併後存続する組合」とあるのは「吸収分割承継組合等(第八十八条の二第一項に規定する吸収分割承継組合等をいう。以下同じ。)」と、同号イ中「第八十四条第一項」とあるのは「第八十八条の二第二項」と、「前条第一項」とあるのは「第八十八条の四第二項」と、同条第二項中「組合員」とあるのは「組合員

又は所屬員(第百一条第一項第一号に規定する所屬員をいう。以下同じ。)」と、同条第三項中「組合員」とあるのは「組合員又は所屬員と、第八十四条の四第一項中「合併によつて消滅する組合」とあるのは「吸収分割組合」と、「できる」とあるのは「できる。ただし、第八十八条の四第一項の規定により総会の決議を経ないで吸収分割を行う場合(同条第五項の通知があつた場合を除く。)」は、この限りでない」と、同条第二項中「合併後存続する組合」とあるのは「吸収分割承継組合等」と、「組合員」とあるのは「組合員又は所屬員」と、同項ただし書中「第八十四条の二第一項」とあるのは「第八十八条の四第二項」と、「同条第四項」とあるのは「同条第六項」と、第八十六条中「合併後存続する組合又は合併によつて成立する組合」とあるのは「吸収分割承継組合等」と、第八十七条の二第一項中「合併後存続する組合又は合併によつて成立した組合の理事」とあるのは「吸収分割組合の理事は、吸収分割承継組合等の理事と共同して」と、「これらの組合が承継した合併によつて消滅した組合」とあるのは「吸収分割承継組合等が承継した吸収分割組合」と、同条第三項及び第四項中「組合員及び組合の債権者」とあるのは「吸収分割組合又は吸収分割承継組合等の組合員、所屬員及び債権者その他の利害関係人」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 第六十八条及び第六十九条の規定は、第八十

八条の三第一項第三号口の規定による交付については、適用しない。

(吸収分割による権利義務の承継)

第八十八条の六 吸収分割承継組合等は、吸収分割がその効力を生ずる日に、吸収分割契約の定めに従い、吸収分割組合の権利義務を承継する。

2 前項の規定にかかわらず、吸収分割組合の債権者であつて、前条第一項において読み替えて準用する第六十六条第二項の規定による各別の催告を受けなかつたもの(同条第三項に規定する場合にあつては、不法行為によつて生じた債務の債権者であるものに限る。次項において同じ。)は、吸収分割契約において吸収分割後に当該吸収分割組合に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであつても、当該吸収分割組合に対して、当該吸収分割組合が吸収分割がその効力を生ずる日に有していた財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

3 第一項の規定にかかわらず、吸収分割組合の債権者であつて、前条第一項において読み替えて準用する第六十六条第二項の規定による各別の催告を受けなかつたものは、吸収分割契約において吸収分割後に吸収分割承継組合等に対して債務の履行を請求することができないものとして、当該債務の履行を請求することができる。

きる。

4 吸収分割組合又はその組合員(吸収分割承継組合等の組合員とならないものを除く。)は、吸収分割がその効力を生ずる日に、第八十八条の三第一項第三号イ又はロに掲げる事項についての吸収分割契約の定めに従い、当該吸収分割承継組合等の会員又は組合員となる。

(労働契約についての会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律の準用)

第八十八条の七 吸収分割に伴う労働契約の承継に関しては、吸収分割組合は、次項において準用する会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律(平成十二年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する通知期限日までに、当該労働者と協議をするものとする。

2 会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律第二条から第八条までの規定は、前項の労働契約の承継について準用する。この場合において、同法第二条第一項中「会社法第五編第三章及び第五章の規定による分割(吸収分割又は新設分割をいう。以下同じ)」とあるのは、森林組合法第八十八条の二第一項に規定する吸収分割(以下「分割」という。)と、同法第四条第四項、第五条第三項並びに第六条第二項及び第三項中「会社法第七百五十九条第一項、第七百六十一条第一項、第七百六十四条第一項又は第七百六十六条第一項」とあるのは「森林組合法第八十八条の六第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(吸収分割の無効の訴えについての会社法の準用)

第八十八条の八 会社法第八百二十八条第一項(第九号に係る部分に限る。)、及び第二項(第九号に係る部分に限る。)、第八百三十四条(第九号に係る部分に限る。)、第八百三十五条から第八百三十九条まで、第八百四十三条第一項第一号、第二号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。並びに第八百四十六条の規定は吸収分割の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第六項、第八百七十条第二項(第六号に係る部分に限る。)、第八百七十条の二、第八百七十一条本文、第八百七十二條(第五号に係る部分に限る。)、第八百七十二條の二、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定はこの条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについて、それぞれ準用する。

この場合において、同法第八百二十八条第二項第九号中「株主等若しくは社員等」とあるのは「組合員、所屬員(森林組合法第百一条第一項第一号に規定する所屬員をいう。以下同じ。)、理事、監事若しくは清算人」と、「株主等、社員等」とあるのは「組合員、所屬員、理事、監事、清算人」と、同法第八百三十六條第一項中「株主又は設立時株主」とあるのは「組合員又は所屬員」と、同項ただし書中「株主が取締役」とあるのは「組合員又は所屬員が理事」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(政令への委任)

第八十八条の九 第八十八条の二から前条までに定めるもののほか、吸収分割に関し必要な事項は、政令で定める。

第九十二条中、「第五十七条を削る。」  
第三章第一節の節名中「解散」の下に「合併」を加える。

第百条第二項中「から第五十七条まで」を、「第五十六条」に、「(第四号)を(第五号)に」、「議決」を「決議」に改め、「第五十七条中「森林組合連合会」とあるのは「森林組合又は森林組合連合会」とを削り、「第六十一条第一項第六号」の下に「及び第六十三條第四号中「第九條第一項第一号から第四号まで若しくは第二項第二号、第三号若しくは第六号に掲げる事業」とあるのは「第九十三條第一項の事業」と、同項第七号を加え、「同項第七号中「組合」を「同項第八号中「組合」に改め、同条第四項中「除く。」の下に「の規定は組合の解散についてを、「第八十五條」の下に「第三項を除く。」並びに第八十六条を、「まで」の下に「の規定は組合の合併について」を加え、「並びに第九十条」を「及び第九十条」に、「組合の解散及び」を「組合の」に、「準用する」を、「それぞれ準用する」に改める。

第百条の三第一項中「議決」を「決議」に改め、同条第二項中「議決」を「決議」に、「第四号」を「第五号」に改め、同条第六項中「第六十六条第二項第一号」を「第六十六条第一項中「出資一口の金額の減少」とあるのは「組織変更(第百条の三第一項に

<p>規定する組織変更をいう。以下同じ。を」と、「出資一口の金額の減少」とあるのは、「組織変更」と、同条第二項第一号に、「あるのは、」を「あるのは」に改め、「旨」との下に、「第六十七条第一項及び第二項ただし書中「出資一口の金額の減少」とあるのは「組織変更」を加える。</p> <p>第百条の四第一項、第百条の七第二項及び第百条の十五第一項中「議決」を「決議」に改める。</p> <p>第百条の十八中「第六十六条第二項第一号」を「第六十六条第一項中「出資一口の金額の減少を」とあるのは「組織変更(第百条の十五第一項に規定する組織変更をいう。以下同じ。を」と、「出資一口の金額の減少」とあるのは、「組織変更」と、同条第二項第一号」に改め、「旨」との下に、「第六十七条第一項及び第二項ただし書中「出資一口の金額の減少」とあるのは「組織変更」とを加える。</p> <p>第百条の二十第一項中「議決」を「決議」に改める。</p> <p>第百条の二十四中「第六十六条第二項第一号」を「第六十六条第一項中「出資一口の金額の減少を」とあるのは「組織変更(第百条の二十第一項に規定する組織変更をいう。以下同じ。を」と、「出資一口の金額の減少」とあるのは、「組織変更」と、同条第二項第一号」に、「と、第百条の三第二項」を「と、第六十七条第一項及び第二項ただし書中「出資一口の金額の減少」とあるのは「組織変更」と、第百条の三第二項」に改める。</p> <p>第百一条の二第一項中「議決」を「決議」に改</p>	<p>め、同条第二項中「議決」を「決議」に改める。</p> <p>第百六条を次のように改める。</p> <p>第百六条 削除</p> <p>第百七条の見出しを「(総会の決議事項)」に改め、同条中「議決」を「決議」に改め、同条第一号中「及び第三号から第六号まで」を、「第三号から第五号まで及び第七号」に改め、同条第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。</p> <p>二 事業の全部の譲渡又は第百一条第一項第四号、第五号、第八号若しくは第十八号に掲げる事業の全部若しくは一部の譲渡</p> <p>第百八条の二第六項中「森林組合法連合会」を「連合会」に改める。</p> <p>第百八条の三の次に次の見出し、八条、見出し及び八条を加える。</p> <p>(吸収分割の手続)</p> <p>第百八条の四 出資連合会は、吸収分割(出資連合会がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割後他の出資連合会に承継させることをいう。以下この章において同じ。)をすることができる。この場合においては、吸収分割をする出資連合会(以下「吸収分割連合会」という。)とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該吸収分割連合会から承継する出資連合会(以下「吸収分割承継連合会」という。)とは、吸収分割契約を締結しなければならない。</p> <p>2 吸収分割連合会及び吸収分割承継連合会は、</p>	<p>吸収分割契約について、それぞれ総会の決議により、その承認を受けなければならない。</p> <p>3 次に掲げる場合には、吸収分割承継連合会の理事は、前項の総会において、その旨を説明しなければならない。</p> <p>一 吸収分割承継連合会が承継する吸収分割連合会の債務の額として農林水産省令で定める額(次号において「承継債務額」という。)が吸収分割承継連合会が承継する吸収分割連合会の資産の額として農林水産省令で定める額(同号において「承継資産額」という。)を超える場合</p> <p>二 吸収分割承継連合会が吸収分割連合会に対して交付する金銭等(吸収分割承継連合会に對する出資を除く。)の帳簿価額が承継資産額から承継債務額を控除して得た額を超える場合</p> <p>第百八条の五 吸収分割契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一 吸収分割連合会及び吸収分割承継連合会の吸収分割後の名称、地区及び主たる事務所所在地</p> <p>二 吸収分割承継連合会が吸収分割連合会から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に関する事項</p> <p>三 吸収分割承継連合会が吸収分割に際して吸収分割連合会に対してその事業に関する権利義務の全部又は一部に代わる金銭等を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる</p>	<p>事項</p> <p>イ 当該金銭等が吸収分割承継連合会に対する出資であるときは、当該出資の口数又はその口数の算定方法</p> <p>ロ 当該金銭等が吸収分割承継連合会に対する出資以外の財産であるときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法</p> <p>四 吸収分割承継連合会の準備金に関する事項</p> <p>五 その他農林水産省令で定める事項</p> <p>2 吸収分割は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>3 第七十八条第二項、第七十九条及び第八十条の規定は、前項の認可について準用する。</p> <p>第百八条の六 吸収分割連合会が吸収分割によつて吸収分割承継連合会に承継させる資産の帳簿価額の合計額が吸収分割連合会の最終の貸借対照表により現存する資産の額の五分の一(これを下回る割合を吸収分割連合会の定款で定めた場合にあつては、その割合)を超えない場合における吸収分割連合会の吸収分割についての第百八条の四第二項の規定の適用については、同項中「総会」とあるのは、「総会又は理事会」とする。</p> <p>2 吸収分割承継連合会が吸収分割に際して吸収分割連合会に対して交付する吸収分割承継連合会に対する出資の口数にその一口当たりの純資産額を乗じて得た額(出資以外の財産も交付する場合にあつては、その帳簿価額の合計額を加</p>
---	---	---	--

えた額)が吸収分割承継連合会の最終の貸借対照表により現存する資産の額の五分の一(これを下回る割合を吸収分割承継連合会の定款で定めた場合にあつては、その割合)を超えない場合(第百八条の四第三項各号のいずれかに該当する場合を除く。)における吸収分割承継連合会の吸収分割についての同条第二項の規定の適用については、同項中「総会」とあるのは、「総会又は理事会」とする。

3 前二項の規定により総会の決議を経ないで吸収分割を行う吸収分割連合会又は吸収分割承継連合会は、その旨を吸収分割契約に定めなければならない。

4 吸収分割連合会又は吸収分割承継連合会が第一項又は第二項の規定により総会の決議を経ないで吸収分割を行う場合においては、当該吸収分割連合会又は吸収分割承継連合会は、吸収分割についての理事会の決議の日から二週間以内に、当該吸収分割の相手方である吸収分割承継連合会又は吸収分割連合会の名称及び住所、吸収分割を行う時期並びに第一項又は第二項の規定により総会の決議を経ないで吸収分割を行う旨を公告し、又は会員に通知しなければならない。

5 吸収分割連合会の総会員(准会員を除く。)の六分の一以上の会員(准会員を除く。)が前項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に当該吸収分割連合会に対し書面をもつて吸収分割に反対の意思の通知を行ったときは、第一項

の規定により総会の決議を経ないで吸収分割を行うことはできない。

6 吸収分割承継連合会の総会員(准会員を除く。)の六分の一以上の会員(准会員を除く。)が第四項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に当該吸収分割承継連合会に対し書面をもつて吸収分割に反対の意思の通知を行ったときは、第二項の規定により総会の決議を経ないで吸収分割を行うことはできない。

(準用規定)  
第百八条の七 第六十六条、第六十七条第一項及び第二項、第八十四条の三(第一項第三号を除く。)、第八十四条の四、第八十六条並びに第八十七条の二並びに民法第三百九十八条の十の規定は、吸収分割について準用する。この場合において、第六十六条第一項中「出資一口の金額の減少」とあるのは、「吸収分割(第百八条の四第一項に規定する吸収分割をいう。以下同じ。)

を」と、「出資一口の金額の減少」とあるのは、「吸収分割」と、同条第二項第一号中「出資一口の金額の減少の内容」とあるのは「吸収分割をする旨」と、同条第三項中「催告」とあるのは「催告(不法行為によつて生じた債務の債権者に対するものを除く。)」と、第六十七条第一項及び第二項ただし書中「出資一口の金額の減少」とあるのは「吸収分割」と、第八十四条の三第一項中「第八十四条第一項の合併契約」とあるのは「吸収分割契約」と、同項第一号中「合併によつて消滅する組合」とあるのは「吸収分割連合会(第百

八条の四第一項に規定する吸収分割連合会をいう。以下同じ。)」と、「まで」とあるのは「後六月を経過する日まで」と、同号イ中「第八十四条第一項の総会の日」とあるのは「第百八条の四第二項の総会の日(第百八条の六第一項の規定により総会の決議を経ないで吸収分割を行う場合にあつては、理事会の決議の日)」と、同号ロ中「第八十四条第四項」とあるのは「第百八条の七」と、同項第二号中「合併後存続する組合」とあるのは「吸収分割承継連合会(第百八条の四第一項に規定する吸収分割承継連合会をいう。以下同じ。)」と、同号イ中「第八十四条第一項」とあるのは「第百八条の四第二項」と、「前条第一項」とあるのは「第百八条の六第二項」と、同条第二項中「組合員」とあるのは「所屬員(第百一条第一項第一号に規定する所屬員をいう。以下同じ。)」と、同条第三項中「組合員」とあるのは「所屬員」と、第八十四条の四第一項中「合併によつて消滅する組合」とあるのは「吸収分割連合会」と、「組合員」とあるのは「所屬員」と、「できる」とあるのは「できる。ただし、第百八条の六第一項の規定により総会の決議を経ないで吸収分割を行う場合(同条第五項の通知があつた場合を除く。は、この限りでない)」と、同条第二項中「合併後存続する組合」とあるのは「吸収分割承継連合会」と、「組合員」とあるのは「所屬員」と、同項ただし書中「第八十四条の二第一項」とあるのは「第百八条の六第二項」と、「同条第四項」とあるのは「同条第六項」と、第八十六条中「合併後

存続する組合又は合併によつて成立する組合」とあるのは「吸収分割承継連合会」と、第八十七条の二第一項中「合併後存続する組合又は合併によつて成立した組合の理事は」とあるのは「吸収分割連合会の理事は、吸収分割承継連合会の理事と共同して」と、「これらの組合が承継した合併によつて消滅した組合」とあるのは「吸収分割承継連合会が承継した吸収分割連合会」と、同条第三項及び第四項中「組合員及び組合の債権者」とあるのは「吸収分割連合会又は吸収分割承継連合会の所屬員及び債権者その他の利害関係人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(吸収分割による権利義務の承継)  
第百八条の八 吸収分割承継連合会は、吸収分割がその効力を生ずる日に、吸収分割契約の定めに従い、吸収分割連合会の権利義務を承継する。

2 前項の規定にかかわらず、吸収分割連合会の債権者であつて、前条において読み替えて準用する第六十六条第二項の規定による各別の催告を受けなかつたもの(同条第三項に規定する場合作らなければ、不法行為によつて生じた債務の債権者であるものに限る。次項において同じ。)は、吸収分割契約において吸収分割後に当該吸収分割連合会に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであつても、当該吸収分割連合会に対して、当該吸収分割連合会が吸収分割がその効力を生ずる日に有

していた財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

3 第一項の規定にかかわらず、吸収分割連合会の債権者であつて、前条において読み替えて準用する第六十六条第二項の規定による各別の催告を受けなかつたものは、吸収分割契約において吸収分割後に吸収分割承継連合会に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであつても、当該吸収分割承継連合会に対して、その承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

4 吸収分割連合会は、吸収分割がその効力を生ずる日に、第八八条の五第一項第三号イに掲げる事項についての吸収分割契約の定めに従い、吸収分割承継連合会の会員となる。  
(労働契約についての会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律の準用)

第八八条の九 吸収分割に伴う労働契約の承継に関しては、吸収分割連合会は、次項において準用する会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律第二十一条に規定する通知期限日までに、当該労働者と協議をするものとする。

2 会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律第二条から第八条までの規定は、前項の労働契約の承継について準用する。この場合において、同法第二条第一項中「会社法第五編第三章及び第五章の規定による分割(吸収分割又は新設分割をいう。以下同じ)」とあるのは「森林組合

法第八八条の四第一項に規定する吸収分割(以下「分割」という。)と、同法第四条第四項、第五条第三項並びに第六条第二項及び第三項中「会社法第七百五十九条第一項、第七百六十一条第一項、第七百六十四条第一項又は第七百六十六条第一項」とあるのは「森林組合法第八八条の八第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(吸収分割の無効の訴えについての会社法の準用)

第八八条の十 会社法第八百二十八条第一項(第九号に係る部分に限る。)及び第二項(第九号に係る部分に限る。)、第八百三十四条(第九号に係る部分に限る。)、第八百三十五条から第八百三十九条まで、第八百四十三条(第一項第一号、第二号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。)並びに第八百四十六条の規定は吸収分割の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第六項、第八百七十条の二、第八百七十一条本文、第八百七十二条(第五号に係る部分に限る。)、第八百七十二条の二、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定はこの条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについて、それぞれ準用する。

この場合において、同法第八百二十八条第二項第九号中「株主等若しくは社員等」とあるのは「所屬員(森林組合法第一百一条第一項第一号に規定する所屬員をいう。以下同じ。)、理事、監事

若しくは清算人」と、「株主等、社員等」とあるのは「所屬員、理事、監事、清算人」と、同法第八百三十六条第一項中「株主又は設立時株主」とあるのは「所屬員」と、同項ただし書中「株主が取締役」とあるのは「所屬員が理事」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(政令への委任)

第八八条の十一 第八八条の四から前条までに定めるもののほか、吸収分割に関し必要な事項は、政令で定める。

(新設分割の手続)

第八八条の十二 二以上の出資組合又は出資連合会は、新設分割(二以上の出資組合又は出資連合会がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割により設立する出資連合会に承継させることをいう。以下同じ。)をすることができる。この場合においては、新設分割をする出資組合又は出資連合会(以下「新設分割組合等」という。)は、共同して新設分割計画を作成しなければならない。

2 新設分割組合等は、新設分割計画について、それぞれ総会の決議により、その承認を受けなければならない。

第八八条の十三 新設分割計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 新設分割によつて設立する出資連合会(以下「新設分割設立連合会」という。)の第九十九条第三項において準用する第四十二条第一項各

号に掲げる事項

二 前号に掲げるもののほか、新設分割設立連合会の定款で定める事項

三 新設分割設立連合会が新設分割組合等から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に関する事項

四 新設分割組合等が新設分割に際して取得する新設分割設立連合会に対する出資の口数又はその口数の算定方法

五 新設分割組合等に対する前号の出資の割当てに関する事項

六 新設分割設立連合会の準備金に関する事項

七 その他農林水産省令で定める事項

2 新設分割は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 第七十八条第二項、第七十九条及び第八十条の規定は、前項の認可について準用する。

第八八条の十四 新設分割組合等が新設分割によつて新設分割設立連合会に承継させる資産の帳簿価額の合計額が新設分割組合等の最終の貸借対照表により現存する資産の額の五分の一(これを下回る割合を新設分割組合等の定款で定められた場合にあつては、その割合)を超えない場合における新設分割についての第八八条の十二第二項の規定の適用については、同項中「総会」とあるのは、「総会又は理事会」とする。

2 前項の規定により総会の決議を経ないで新設分割を行う新設分割組合等は、その旨を新設分割計画に定めなければならない。

3 新設分割組合等が第一項の規定により総会の決議を経ないで新設分割を行う場合においては、当該新設分割組合等は、新設分割については、当該新設分割の日から二週間以内に、新設分割設立連合会の名称及び住所、新設分割を行う時期並びに同項の規定により総会の決議を経ないで新設分割を行う旨を公告し、又は組合員若しくは会員に通知しなければならない。

4 新設分割組合等の総組合員(准組合員を除く。又は総組合員(准組合員を除く。)の六分の一以上の組合員(准組合員を除く。又は組合員(准組合員を除く。)が前項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に当該新設分割組合等に対し書面をもつて新設分割に反対の意思の通知を行ったときは、第一項の規定により総会の決議を経ないで新設分割を行うことはできない。  
(準用規定)

第八十八條の十五 第六十五條の二、第六十六條、第六十七條第一項及び第二項、第八十四條の三(第二項第二号を除く。)、第八十四條の四第二項、第八十五條、第八十六條並びに第八十七條の二並びに民法第三百九十八條の十の規定は、新設分割について準用する。この場合において、第六十六條第一項中「出資一口の金額の減少」とあるのは「新設分割(第八十八條の十二第二項に規定する新設分割をいう。以下同じ。))を」と、「出資一口の金額の減少」とあるのは「新設分割」と、同条第二項第一号中「出資一口の金額の減少の内容」とあるのは「新設分割を

する旨」と、同条第三項中「催告」とあるのは「催告(不法行為によつて生じた債務の債権者に対するものを除く。))」と、第六十七條第一項及び第二項ただし書中「出資一口の金額の減少」とあるのは「新設分割」と、第八十四條の三第一項中「第八十四條第一項の合併契約」とあるのは「新設分割計画」と、同項第二号中「合併後存続する組合」とあるのは「新設分割組合等(第八十八條の十二第一項に規定する新設分割組合等をいう。以下同じ。))」と、同号イ中「第八十四條第一項」とあるのは「第八十八條の十二第二項」と、「前条第一項」とあるのは「第八十八條の十四第一項」と、同号ロ中「前号ロに掲げる日」とあるのは「第八十八條の十五において準用する第六十六條第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日」と、同項第三号中「合併によつて成立する組合」とあるのは「新設分割設立連合会(第八十八條の十三第一項第一号に規定する新設分割設立連合会をいう。以下同じ。))」と、同条第二項中「組合員」とあるのは「組合員又は所屬員(第八十一條第一項第一号に規定する所屬員をいう。以下同じ。))」と、同条第三項中「組合員」とあるのは「組合員又は所屬員」と、第八十四條の四第二項中「合併後存続する組合」とあるのは「新設分割組合等」と、「組合員」とあるのは「組合員又は所屬員」と、同項ただし書中「第八十四條の二第一項」とあるのは「第八十八條の十四第一項」と、第八十五條第一項中「組合員(准組合員を除く。))」とあるのは「出資

組合にあつては組合員(准組合員を除く。)、第八十一條第二項に規定する出資連合会にあつては組合員である組合又は連合会の役員」と、同条第三項中「第四十四條第九項本文、第十項及び第十一項」とあるのは「第四十四條第十項及び第十一項並びに第二百五條本文」と、第八十六條中「合併後存続する組合又は合併によつて成立する組合」とあるのは「新設分割設立連合会」と、第八十七條の二第一項中「合併後存続する組合又は合併によつて成立した組合の理事は」とあるのは「新設分割組合等の理事は、新設分割設立連合会の理事と共同して」と、「これらの組合が承継した合併によつて消滅した組合」とあるのは「新設分割設立連合会が承継した新設分割組合等」と、同条第三項及び第四項中「組合員及び組合の債権者」とあるのは「新設分割組合等又は新設分割設立連合会の組合員、所屬員及び債権者その他の利害関係人と読み替えるものとする。ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。  
(新設分割による権利義務の承継)

第八十八條の十六 新設分割設立連合会は、その成立の日に、新設分割計画の定めに従い、新設分割組合等の権利義務を承継する。  
2 前項の規定にかかわらず、新設分割組合等の債権者であつて、前条において読み替えて準用する第六十六條第二項の規定による各別の催告を受けなかつたもの(同条第三項に規定する場合にあつては、不法行為によつて生じた債務の債権者であるものに限る。次項において同じ。)

は、新設分割計画において新設分割後に当該新設分割組合等に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであつても、当該新設分割組合等に対して、当該新設分割組合等が新設分割設立連合会の成立の日に有していた財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。  
3 第一項の規定にかかわらず、新設分割組合等の債権者であつて、前条において読み替えて準用する第六十六條第二項の規定による各別の催告を受けなかつたものは、新設分割計画において新設分割後に新設分割設立連合会に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであつても、当該新設分割設立連合会に対して、その承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

4 新設分割組合等は、新設分割設立連合会の成立の日に、第八十八條の十三第一項第四号及び第五号に掲げる事項についての新設分割計画の定めに従い、当該新設分割設立連合会の会員となる。  
(労働契約についての会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律の準用)

第八十八條の十七 新設分割に伴う労働契約の承継に関しては、新設分割組合等は、次項において準用する会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律第二條第一項に規定する通知期限日までに、当該労働者と協議をするものとする。

<p>2 会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律第二条から第八条までの規定は、前項の労働契約の承継について準用する。この場合において、同法第二条第一項中「会社法第五編第三章及び第五章の規定による分割(吸収分割又は新設分割をいう。以下同じ)」とあるのは「森林組合法第百八条の十二第一項に規定する新設分割(以下「分割」という)」と、同法第四条第四項、第五条第三項並びに第六条第二項及び第三項中「会社法第七百五十九条第一項、第七百六十一条第一項、第七百六十四条第一項又は第七百六十六条第一項」とあるのは「森林組合法第百八条の十六第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>(新設分割の無効の訴えについての会社法の準用)</p> <p>第百八条の十八 会社法第百二十八条第一項(第十号に係る部分に限る。)、及び第二項第十号に係る部分に限る。)、第百三十四条第十号に係る部分に限る。)、第百三十五条から第百三十九条まで、第百四十三条(第一項第一号から第三号まで及び第二項ただし書を除く。)、並びに第百四十六条の規定は新設分割の無効の訴えについて、同法第百六十八条第六項、第百七十条第二項(第六号に係る部分に限る。)、第百七十条の二、第百七十一条本文、第百七十二條(第五号に係る部分に限る。)、第百七十二條の二、第百七十三条本文、第百七十五条及び第百七十六条の規定はこの条において準用する同法第百四十三条</p>	<p>第四項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第百二十八条第二項第十号中「株主等若しくは社員等」とあるのは「組合員、所屬員(森林組合法第百一条第一項第一号に規定する所屬員をいう。以下同じ。)、理事、監事若しくは清算人」と、「株主等、社員等」とあるのは「組合員、所屬員、理事、監事、清算人」と、同法第百三十六條第一項中「株主又は設立時株主」とあるのは「組合員又は所屬員」と、同項ただし書中「株主が取締役」とあるのは「組合員又は所屬員が理事」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>(政令への委任)</p> <p>第百八条の十九 第百八条の十二から前条までに定めるもののほか、新設分割に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>第百九条第二項中「及び第三十二條」を、「第三十二條、第三十三條及び第三十五條」に改め、同条第三項中「と」の下に、「第四十五條第三項中「合併」とあるのは合併又は第百八条の十二第一項に規定する新設分割」と、第六十三條第二号中「第百八条の二第一項」とあるのは第百八条の二第二項若しくは第百八条の四第一項」と、同条第四号中「第九條第一項第一号から第四号まで若しくは第二項第二号、第三号若しくは第六号に掲げる事業」とあるのは「第百一条第一項第四号、第五号、第八号若しくは第十八号に掲げる事業」とを加え、同条第五項中「第八十四條から」の下に「第八十八條までの規定は連合会の合併につい</p>	<p>て、第百九条から」を加え、「規定は、」を「規定は」に改め、「解散及び」を削り、「準用する」を「それぞれ準用する」に改め、「第四十四條第九項本文」の下に、「第十項及び第十一項」を、「第百五條本文」の下に「並びに第百九條第三項において準用する第四十四條第十項及び第十一項」を加える。</p> <p>第百十五條の見出し及び同条第一項中「議決を」に改める。</p> <p>第百十六條を次のように改める。</p> <p>第百十六條 削除</p> <p>第百二十二條第一項第六号の三中、「第六十六條第一項(第八十四條第四項(第百條第四項、第百八条の三第二項及び第百九條第五項において準用する場合を含む。)、第百條第二項及び第百九條第三項において準用する場合を含む。)」を削り、「第八十四條の三第一項(第百條第四項、第百八条の三第二項)を「第八十四條の三第一項(第百八条の三第二項、第百條第四項、第百八条の三第二項、第百八条の七、第百八条の十五)」に改め、「第八十七條の二第二項(第百八条の三第二項)」を「第八十七條の二第二項(第百八条の三第二項、第百條第四項、第百八条の三第二項、第百八条の七、第百八条の十五)」に改め、同項第七号を削り、同項第六号の四中「第百條第四項、第百八条の三第二項」を「第百八条の三第二項、第百條第四項、第百八条の三第二項、第百八条の七、第百八条の十五」に改め、同項第七号とし、同項第十二号及び第十三号の二中「第百八条の三第二項」を「第百八条の五第一項、第百八</p>	<p>条の三第二項及び第百八条の十五」に改め、同項第十四号中「第六十六條」を「第六十六條第二項」に改め、「において」の下に「読み替えて」を加え、「又は」を「第百八条の五第一項において読み替えて準用する第六十六條第二項若しくは第六十七條第二項の規定に違反して出資組合若しくは出資連合会の第八十八條の二第一項に規定する吸収分割をし」に、「したを」し、第百八条の七において読み替えて準用する第六十六條第二項若しくは第六十七條第二項の規定に違反して出資連合会の第百八条の四第一項に規定する吸収分割をし、又は第百八条の十五において読み替えて準用する第六十六條第二項若しくは第六十七條第二項の規定に違反して出資連合会の新設分割をした」に改め、同項第十六号の二中「含む。」の下に、「第八十八條の四第四項、第百八条の六第四項又は第百八条の十四第三項」を加え、同条中第三項を削り、第四項を第三項とする。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、附則第六條の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>(組合員である資格に関する経過措置)</p> <p>第二条 この法律の施行の際現に組合員である者は、この法律による改正後の森林組合法(以下「新法」という。第二十七條第一項第一号の規定にかかわらず、新法の規定による組合員とみなす。</p>
--	--	---	---

(理事に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に存する森林組合及び森林組合連合会については、新法第四十四条第十項及び第十一項(これらの規定を新法第九条第三項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の日(次条において「施行日」という。)から起算して三年を経過した日以後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しない。

(出資一口の金額の減少等に関する経過措置)

第四条 新法第六十六条第一項及び第二項(これらの規定を新法第八十四条第四項(新法第九百条第四項、第九百八条の三第二項及び第九百九条第五項において準用する場合を含む。)、第九百条第二項、第九百条の三第六項、第九百条の十八、第九百条の二十四及び第九百九条第三項において準用する場合を含む。)並びに第八十四条第一項(新法第九百条第四項、第九百八条の三第二項及び第九百九条第五項において準用する場合を含む。))の規定は、施行日以後に決議される森林組合、生産森林組合若しくは森林組合連合会の出資一口の金額の減少若しくは合併、生産森林組合の組織変更(新法第九百条の三第一項、第九百条の十五第一項又は第九百条の二十第一項に規定する組織変更をいう。)又は森林組合連合会の権利義務の承継(森林組合法第九百八条の三第一項の規定による権利義務の承継をいう。以下この条において同じ。)について適用し、施行日前に議決された森林組合、生産森林組合若しくは森林組合連合会の出資一口の金額の減少若しくは合併、生産森林組合の組織変更(この法律による改正前の森林組合法第九百条の三第一項、第九百条の十五第一項又は第九百条の二十第一項に規定する組織変更をいう。)又は森林組合連合会の権利義務の承継については、なお従前の例による。

林組合法第九百条の三第一項、第九百条の十五第一項又は第九百条の二十第一項に規定する組織変更をいう。)又は森林組合連合会の権利義務の承継については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

審査報告書

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案  
右は多数をもって可決すべきものと議決した。  
よって要領書を添えて報告する。

令和二年五月十四日

総務委員長 若松 謙維  
参議院議長 山東 昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保及び電気通信役務の利用者の利益の保護等を図るため、東日本電信電話株式会社及び西日本電信株式会社による他の電気通信事業者の電気通信設備を用いた電話の役務の提供を可能とするための措置を講ずるとともに、外国法人等が電気通信事業を営む場合の規定の整備等を行うこととするものであり、おおむね妥当な措置と認めらる。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。  
一、電話サービスが国民生活に必要な不可欠なものであることに鑑み、NTT東西が他の電気通信事業者の設備を用いて電話サービスを提供する場合にも、利用者にとって安定的なサービスの利用が確保されるよう、指導監督を行うこと。  
また、災害等への対応を含め、安心・安全な利用が確保されるよう消費者保護の観点から必要な措置を講ずること。

二、改正後の日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第五項に定める総務大臣の認可条件を総務省令で定めるに当たっては、固定・移動通

信市場の公正競争環境を阻害しないよう、指定電気通信設備制度の趣旨等を踏まえ、具体的に規定すること。

三、ブロードバンドサービスや携帯電話サービスが国民生活に必要な不可欠なものとなっていることに鑑み、ユニバーサルサービスの在り方について、その対象の見直しも視野に入れて検討すること。

四、外国法人等が提供するプラットフォームサービス等の国内における利用が急速に拡大していることを踏まえ、当該サービス等の利用者の保護が十分に図られるよう万全を期すとともに、国内事業者に競争上の不利益が生じないように十分配慮すること。

五、プラットフォーム事業者に対する規制については、国際的な動向を勘案した上で、個人情報保護を含め、利用者の権利の保護が十分に図られるよう、必要に応じて見直しを行うこと。  
右決議する。

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
よって国会法第八十三条により送付する。

令和二年四月十六日

衆議院議長 大島 理森  
参議院議長 山東 昭子殿

令和二年五月十五日 参議院會議録第十七号 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律

(電気通信事業法の一部改正)

第一条 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条の二第二項の表前条第一項の項下欄中「第三十一条第五項」を「第三十一条第六項」に改める。

第三十一条第一項中「が法人であるときは、その」を「(法人である場合に限る。以下この条において同じ。)」に改め、「その総株主(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株主を含む。第三項において同じ。又は総社員の議決権の過半数を)を削り、「が有する会社(以下この条において「子会社」という。)」を「の子会社」に、「親法人(同法第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。以下この項及び第八十七条第一項第三号イにおいて同じ。)」を「会社」に、「当該親法人を「当該会社」に改め、「であつて」の下に、「その役員を兼ねた場合には電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものとして」を加え、「以下」を「次項及び第六十九条第二号において」に改め、同条第二項中「(法人である場合に限る。以下この条において同じ。)」を削り、同条第三項後段を削

り、同条第四項中「前項前段」を「前項」に改め、「(同項後段の規定により当該電気通信事業者の子会社とみなされた会社を含む。以下この項において同じ。)」を削り、同条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。  
5 第一項、第三項及び前項に規定する「子会社」とは、法人がその総株主(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株主を含む。以下この項において同じ。又は総社員の議決権の過半数を有する他の会社をいう。この場合において、法人及びその一若しくは二以上の子会社又は法人の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を有する他の会社は、当該法人の子会社とみなす。  
第八十七条第一項第三号イ中「親法人」の下に「(会社法第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。)」を加える。  
第一百四十五条第五項の表第八十七条第一項第三号イの項中 親法人  
外国における親法人に相当するものを 親法人(いう。)

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案

外国における親法人(いう。)に相当するもの

第六十九条第四号中「第五項若しくは第七項」を「第六項若しくは第八項」に改める。  
第八十八条第六号中「第三十一条第七項」を「第三十一条第八項」に改める。  
第二条 電気通信事業法の一部を次のように改正する。  
第十条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。  
二 外国法人等(外国の法人及び団体並びに外国に住所を有する個人をいう。以下この章及び第八十八条第四号において同じ。)にあつては、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の住所

第十條第一項に次の一号を加える。  
五 その他総務省令で定める事項  
第十二條第一項第一号中「法律又は」を「法律」に改め、「電波法」の下に「又はこれらに相当する外国の法令による刑を含む。」を加え、同項第二号中「経過しない者」の下に「又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録(当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。第五十條の三第二号において同じ。)」の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者」を加え、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。  
四 外国法人等であつて国内における代表者又は国内における代理人を定めていない者  
第十二條の二第二項の表前条第一項の項を次のように改める。

前条第一項 各号  
五 その電気通信事業が電気通信の健全な発達のために適切でない」と認められる者  
各号(第二号にあつては、この法律に相当する外国の法令に係る部分に限る。)  
五 その電気通信事業を適確に遂行するに足る経理的基礎を有しないと認められる者  
六 その電気通信事業を適確に遂行するに足る体制の整備(第三十三條第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者にあつては、第三十一条第六項に規定する体制の整備を含む。)が行われていないと認められる者  
七 その電気通信事業が電気通信の健全な発達のために適切でない」と認められる者

親法人(いう。)

Table with 2 columns: 各号 (Items 5-7) and 親法人 (親法人) (親法人(いう。))

第十三条第一項中「第十条第一項第二号又は第三号」を「第十条第一項第三号又は第四号」に改め、同条第三項中「を除く」を「にあつては、この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る」に改め、同条第四項中「の事項」を「第二号若しくは第五号の事項」に改める。

第十四条第一項第三号中「又は第三号」を「から第四号まで(第二号にあつては、この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。のいずれかに改める。

第十六条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。  
二 外国法人等にあつては、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の住所

第十六条第一項に次の一号を加える。  
五 その他総務省令で定める事項。  
第十六条第二項中「の事項」を「第二号又は第五号の事項」に改め、同条第三項中「同項第二号又は第三号」を「同項第三号又は第四号」に改め、同条第四項中「第四十一条第三項」を「第四十一条第四項」に、「第一項第三号」を「第一項第四号」に改める。

第十七条第一項ただし書中「第三号」を「第四号」に改める。  
第十八条第二項中「破産管財人」の下に「又は外国の法令上これらに相当する者」を加える。  
第二十七条の三第二項第一号中「及び第七十三条の四」を「第七十三条の四及び第六十七号の二」に改める。

第四十一条第一項中「電気通信設備」の下に「第三項に規定する電気通信設備」を加え、「も及び」を「電気通信設備及び」に、「ものを」を「電気通信設備を」に改め、同条第二項中「前項」の下に「及び次項」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同条第五項中「第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一号を加える。  
3 第百八条第一項の規定により指定された適格電気通信事業者は、その基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備(専らドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備を除く。)を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

第四十二条第二項中「第十条第一項第三号又は第十六条第一項第三号」を「第十条第一項第四号又は第十六条第一項第四号」に改め、同条第六項中「第四十一条第三項」を「第四十一条第四項」に、「第四十一条第四項」を「第四十一条第五項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第四十一条第三項」を「第四十一条第四項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一号を加える。  
5 第一項から第三項までの規定は、第百八条第一項の規定により指定された適格電気通信事業者について準用する。この場合において、第一項及び第二項中「第四十一条第一項」

とあるのは「第四十一条第三項」と、同項中「同条第一項」とあるのは「同条第三項」と読み替えるものとする。  
第四十三条第二項中「又は第四項」を「第三項又は第五項」に改める。  
第四十四条第一項中「第二項若しくは第四項」を「から第五項まで(第四項を除く。)」に改め、「第四十一条の二」の下に「のいずれかを加え、同条第四項中「第四十一条第三項」を「第四十一条第四項」に改める。  
第四十四条の三第三項及び第四十五条第三項中「第四十一条第三項」を「第四十一条第四項」に改める。  
第五十条の三第一号中「法律又は」を「法律、」に改め、「電波法」の下に「又はこれらに相当する外国の法令」を、「の刑」の下に「(これに相当する外国の法令による刑を含む。)」を加え、同条第二号中「経過しない者」の下に「又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者」を加え、同条に次の一号を加える。  
四 外国法人等であつて国内における代表者又は国内における代理人を定めていない者  
第五十条の六第二項中「第五十条の三」の下に「(第二号にあつては、この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)」を加える。  
第五十条の九第三号中「第五十条の三第一号又は第三号」を「第五十条の三各号第二号にあつては、この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。のいずれかに改める。」

第百八条第五項に次の一号を加える。  
三 第四十三条第二項において準用する同条第一項の規定による命令又は処分(第四十一条第三項に規定する電気通信設備に係る命令又は処分に限る。)に違反したとき。  
第百八条第一号中「法律又は」を「法律」に改め、「電波法」の下に「又はこれらに相当する外国の法令」を、「の刑」の下に「(これに相当する外国の法令による刑を含む。)」を加え、同条に次の一号を加える。  
四 外国法人等であつて国内における代表者又は国内における代理人を定めていない者  
第百二十二条第三項中「第百十八条第一号及び第三号並びに」を「第百十八条(第二号を除く。)及び」に改める。  
第百二十六条第一項第一号中「又は第三号」を「第二号又は第四号」に改める。  
第百六十七條の二を第百六十七條の三とし、第百六十七條の次に次の一条を加える。  
(法令等違反行為を行った者の氏名等の公表)  
第百六十七條の二 総務大臣は、電気通信役務の利用者の利益を保護し、又はその円滑な提供を確保するため必要かつ適当であると認めるときは、総務省令で定めるところにより、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分(以下この条において「法令等違反行為」という。)を行った者の氏名又は名称その他法令等違反行為による被害の発生若しくは拡大を防止し、又は電気通信事業の運営を適正かつ合理的なものとするために必要な事項を公表することができる。

とあるのは「第四十一条第三項」と、同項中「同条第一項」とあるのは「同条第三項」と読み替えるものとする。  
第四十三条第二項中「又は第四項」を「第三項又は第五項」に改める。  
第四十四条第一項中「第二項若しくは第四項」を「から第五項まで(第四項を除く。)」に改め、「第四十一条の二」の下に「のいずれかを加え、同条第四項中「第四十一条第三項」を「第四十一条第四項」に改める。  
第四十四条の三第三項及び第四十五条第三項中「第四十一条第三項」を「第四十一条第四項」に改める。  
第五十条の三第一号中「法律又は」を「法律、」に改め、「電波法」の下に「又はこれらに相当する外国の法令」を、「の刑」の下に「(これに相当する外国の法令による刑を含む。)」を加え、同条第二号中「経過しない者」の下に「又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者」を加え、同条に次の一号を加える。  
四 外国法人等であつて国内における代表者又は国内における代理人を定めていない者  
第五十条の六第二項中「第五十条の三」の下に「(第二号にあつては、この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)」を加える。  
第五十条の九第三号中「第五十条の三第一号又は第三号」を「第五十条の三各号第二号にあつては、この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。のいずれかに改める。」

第百八条第五項に次の一号を加える。  
三 第四十三条第二項において準用する同条第一項の規定による命令又は処分(第四十一条第三項に規定する電気通信設備に係る命令又は処分に限る。)に違反したとき。  
第百八条第一号中「法律又は」を「法律」に改め、「電波法」の下に「又はこれらに相当する外国の法令」を、「の刑」の下に「(これに相当する外国の法令による刑を含む。)」を加え、同条に次の一号を加える。  
四 外国法人等であつて国内における代表者又は国内における代理人を定めていない者  
第百二十二条第三項中「第百十八条第一号及び第三号並びに」を「第百十八条(第二号を除く。)及び」に改める。  
第百二十六条第一項第一号中「又は第三号」を「第二号又は第四号」に改める。  
第百六十七條の二を第百六十七條の三とし、第百六十七條の次に次の一条を加える。  
(法令等違反行為を行った者の氏名等の公表)  
第百六十七條の二 総務大臣は、電気通信役務の利用者の利益を保護し、又はその円滑な提供を確保するため必要かつ適当であると認めるときは、総務省令で定めるところにより、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分(以下この条において「法令等違反行為」という。)を行った者の氏名又は名称その他法令等違反行為による被害の発生若しくは拡大を防止し、又は電気通信事業の運営を適正かつ合理的なものとするために必要な事項を公表することができる。

令和二年五月十五日 参議院會議録第十七号 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案

令和二年五月十五日 参議院會議録第十七号 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案

第六十九号第二号中「第四十一号第三項」を「第四十一号第四項」に改め、同条第四号中「第四項まで」を第五項まで」に改める。

第八十六号中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号中「第十号第一項第二号又は第三号」を「第十号第一項第三号又は第四号」に、「変更した者」を「変更したとき」に改め、同条第二号中「提供した者」を「提供したとき」に改め、同条第三号中「違反した者」を「違反したとき」に改め、同条第四号中「廃止した者」を「廃止したとき」に改め、同条第五号及び第六号中「選任しなかつた者」を「選任しなかつたとき」に改め、同条第七号中「使用した者」を「使用したとき」に改め、同条第八号中「変更した者」を「変更したとき」に改める。

第八十八号中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号中「及び第五項」を「から第六項まで」に、「した者」を「したとき」に改め、同条第二号中「しなかつた者」を「しなかつたとき」に改め、同条第三号中「した者」を「したとき」に改め、同条第四号中「違反した者」を「違反したとき」に改め、同条第五号中「交付した者」を「交付したとき」に改め、同条第六号中「した者」を「したとき」に改め、同条第七号及び第八号中「公表しなかつた者」を「公表しなかつたとき」に改め、同条第九号中「した者」を「したとき」に改め、同条第十号及び第十一号中「保存しなかつた者」を「保存しなかつたとき」に改め、同条第十二号から第十四号までの規定中「した者」をした

とき」に改め、同条第十五号中「用いた者」を「用いたとき」に改め、同条第十六号中「違反した者」を「違反したとき」に改め、同条第十七号中「忌避した者」を「忌避したとき」に改め、同条第十八号中「違反した者」を「違反したとき」に改める。  
日本電信電話株式会社等に関する法律の一部(昭和五十九年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。  
第二条第三項第一号中「区域」以下「の下に」この号及び次項第二号において「を加え、」他の電気通信事業者の設備を介することなくを削り、「ことのできる電気通信設備を設置して行う」を「電気通信役務を提供する」に改め、「いう」以下「の下に」この条及び第二十三号第二号において「を加え、同条第四項第一号中」に掲げるもの」を「の業務」に改め、同項第二号中「前項第一号」の下に「の規定」を、「された都道府県の区域」の下に「(次項において「目的業務区域」という。)」を加え、同条第五項中「前二項」を「第三項及び第四項」に、「に規定する業務」を「の業務」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。  
5 地域電気通信業務は、地域会社が自ら設置する電気通信設備を用いて行わなければならない。ただし、電話の役務をあまねく目的業務区域において適切、公平かつ安定的に提供することを確保するために必要があると認められる場合であつて、総務省令で定めるところにより、総務大臣の認可を受けたときは、この限りでない。  
第四条第二項中「第二十三号第三号」を「第二十三号第四号」に改める。  
第二十三号第一号中「第五項」を「第六項」に改め、同条第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同条第二号中「第二号」の下に「(第五項を除く。)」を加え、同条を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。  
二 第二条第五項の規定に違反して、地域電気通信業務を行つたとき。  
附則  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条の規定並びに次条及び附則第四条の規定は、公布の日から施行する。  
第二条 総務大臣は、この法律の施行の日前においても、第二条の規定による改正後の電気通信

事業法(次条において「新事業法」という。第四十一号第三項の規定による総務省令の制定又は改廃のために、第二条の規定による改正前の電気通信事業法第六十九号の政令で定める審議会等に諮問することができる。  
(電気通信事業法の一部改正に伴う経過措置)  
第三条 この法律の施行の際現に電気通信事業法第九条の登録を受けている者又は第二条の規定による改正前の電気通信事業法第十六号第一項の規定による届出をしている者であつて、外国人等(新事業法第十号第一項第二号に規定する外国法人等をいう。)であるものについては、この法律の施行の日において同号又は新事業法第十六号第一項第二号に掲げる事項について変更があつたものとみなして、新事業法第十三号第四項又は第十六号第二項の規定を適用する。  
2 この法律の施行の際現に電気通信事業法第八号第一項の規定により指定されている適格電気通信事業者についての次の表の上欄に掲げる新事業法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

るにより、総務大臣の認可を受けたときは、この限りでない。  
第四条第二項中「第二十三号第三号」を「第二十三号第四号」に改める。  
第二十三号第一号中「第五項」を「第六項」に改め、同条第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同条第二号中「第二号」の下に「(第五項を除く。)」を加え、同条を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。  
二 第二条第五項の規定に違反して、地域電気通信業務を行つたとき。  
附則  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条の規定並びに次条及び附則第四条の規定は、公布の日から施行する。  
第二条 総務大臣は、この法律の施行の日前においても、第二条の規定による改正後の電気通信

るにより、総務大臣の認可を受けたときは、この限りでない。  
第四条第二項中「第二十三号第三号」を「第二十三号第四号」に改める。  
第二十三号第一号中「第五項」を「第六項」に改め、同条第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同条第二号中「第二号」の下に「(第五項を除く。)」を加え、同条を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。  
二 第二条第五項の規定に違反して、地域電気通信業務を行つたとき。  
附則  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条の規定並びに次条及び附則第四条の規定は、公布の日から施行する。  
第二条 総務大臣は、この法律の施行の日前においても、第二条の規定による改正後の電気通信

るにより、総務大臣の認可を受けたときは、この限りでない。  
第四条第二項中「第二十三号第三号」を「第二十三号第四号」に改める。  
第二十三号第一号中「第五項」を「第六項」に改め、同条第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同条第二号中「第二号」の下に「(第五項を除く。)」を加え、同条を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。  
二 第二条第五項の規定に違反して、地域電気通信業務を行つたとき。  
附則  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条の規定並びに次条及び附則第四条の規定は、公布の日から施行する。  
第二条 総務大臣は、この法律の施行の日前においても、第二条の規定による改正後の電気通信

るにより、総務大臣の認可を受けたときは、この限りでない。  
第四条第二項中「第二十三号第三号」を「第二十三号第四号」に改める。  
第二十三号第一号中「第五項」を「第六項」に改め、同条第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同条第二号中「第二号」の下に「(第五項を除く。)」を加え、同条を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。  
二 第二条第五項の規定に違反して、地域電気通信業務を行つたとき。  
附則  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条の規定並びに次条及び附則第四条の規定は、公布の日から施行する。  
第二条 総務大臣は、この法律の施行の日前においても、第二条の規定による改正後の電気通信

<p>第四十二条第五項において読み替えて準用する同条第一項</p>	<p>第四十一条第三項に規定する電気通信設備の使用を開始しようとするときは、当該</p>	<p>電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(令和二年法律第 号。第四十四条第一項において「令和二年改正法」という。)の施行の日から起算して三月以内に、第四十一条第三項に規定する</p>
<p>第四十二条第五項において読み替えて準用する同条第三項</p>	<p>又は 当該各項</p>	<p>同項</p>
<p>第四十四条第一項</p>	<p>電気通信事業の開 始前に</p>	<p>令和二年改正法の施行の日から起算して三月以内に</p>

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(登録免許税法の一部改正)

第六条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第五十一号(一)中「第十条第一項第二号」を「第十条第一項第三号」に改める。

(電子委任状の普及の促進に関する法律の一部改正)

第七条 電子委任状の普及の促進に関する法律(平成二十九年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項第三号中「二まで」を「八まで」に改め、同号イ中「及び第三号」を「から第五号まで」に改め、同号ロ中「受け、又は同条第四項の届出をしなければ」を「受けなければ」に、「第十条第一項第二号又は第三号」を「第十条第一項第三号又は第四号」に改め、同号ニ中「同条第一項第二号又は第三号」を「同条第一項第三号又は第四号」に改め、同号ニを同号ヘとし、同号ハ中「及び第三号」を「から第五号まで」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ 電気通信事業法第十六条第二項の届出をしなければならない場合 同条第一項

第二号又は第五号の事項のうち当該申請に係る電子委任状取扱業務を実施するに

当たり変更することとなるもの

第五条第二項第三号ロの次に次のように加える。

ハ 電気通信事業法第十三条第四項の届出をしなければならない場合 同法第十条第一項第二号から第五号までの事項のうち当該申請に係る電子委任状取扱業務を実施するに当たり変更することとなるもの

第八条第二項中「第三号ハ」を「第三号ニ」に改める。

第十条第一項中「若しくは第三項」を「から第三項までのいずれか」に改め、同条第二項中「第十六条第三項」を「第十六条第二項若しくは第三項」に改める。

(会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第八条 会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(令和元年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第四十九条のうち日本電信電話株式会社等に関する法律第四条第二項の改正規定及び同法第二十三条第三号の改正規定中「第二十三条第三号」を「第二十三条第四号」に改める。

(会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正に伴う調整規定)

第九条 この法律の施行の日が会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日以後となる場合には、前条の規定は、適用しない。

令和二年五月十五日 参議院会議録第十七号

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

発行所	
二番五号 独立行政法人国立印刷局	千一〇五―八四四五 区虎ノ門二丁目
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
本 体	本号 一 部
一 一〇 円	一 二 円